

第七十二回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第十号

(二〇五)

昭和四十九年二月二十八日(木曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 小山 省二君

理事 中村 弘海君

理事 村田 敬次郎君

理事 三谷 秀治君

愛野興一郎君

龜山 孝一君

住 榮作君

保岡 興治君

岩垂壽喜男君

細谷 治嘉君

多田 光雄君

小濱 新次君

出席國務大臣

自治 大臣 町村 金五君

出席政府委員

内閣総理大臣官 伊藤 廣一君

房管理室長 古屋 亨君

自治政務次官 林 忠雄君

自治省行政局長 林 忠雄君

委員外の出席者

厚生省業務局細 近 寅彦君

菌製剤課長 河野 共之君

厚生省援護局庶 河野 共之君

務課長 河野 共之君

水産庁漁政部長 河野 共之君

同組合課長 河野 共之君

水産庁漁政部長 河野 共之君

岸漁業課長 河野 共之君

水産庁漁政部計 河野 共之君

画課長 河野 共之君

運輸省港務局計 河野 共之君

画課長 河野 共之君

建設省道路局地 河野 共之君

方道課長 河野 共之君

自治省行政局地 緒方 喜祐君

城整備課長 緒方 喜祐君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

参 考 人 (東京都総務局 三多摩島しょ対 策室長) 美濃 広光君

小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案について、参考人として東京都総務局三多摩島しょ対策室長美濃広光君、東京都総務局三多摩島しょ対策室小笠原復興課長生田友也君の御出席をお願いいたしております。

両参考人には御多用のところ当委員会に御出席をいただき、ありがとうございます。

それでは、まず美濃参考人から意見を述べさせていただきます。それから各委員からの質疑に対し御答弁をいただきます。

それでは美濃参考人をお願いいたします。

○美濃参考人 東京都でございます。

小笠原諸島の復興につきましては、特別措置法のおかげをもちまして、多額の国庫補助によりまして、一部事業のおくれはありましたが、著しい成果を見ております。厚く御礼申し上げます。

小笠原諸島は、東京から約千キロ、約三十の島からなっておりますが、四十三年返還以来、復興事業の対象となっておりまして、このうち父島、母島で、硫黄島につきましては、不発弾の処理、遺骨収集の関連で当面は中止しております。

以下、現況について申し上げますと、まず、特別措置法の眼目というべき旧島民の帰島状況でございます。四十八年度末、千三百人の計画に対して、帰島者は五百六十人で、四三%という低い率になっております。もちろん、復興事業のおくれも関連いたしますが、大きな理由は、戦時中、本土へ強制疎開されたからの空白期間があまりに長かつたためと存じます。帰島者の帰島前職業を見ますと、他に雇用されていた者が多く、自営業などに比べて身軽に転地、転業が可能なゆえだと思えます。今後、おしなべて帰島希望者の意を満たすようにするには、生活再建のための援助を強化する必要があります。

次に、復興事業としてまづ先に重点といたしましたの、もとより港の整備でございますが、父島は三千トン級ベース、母島は五百トン級ベースがすでに完成いたしております。ただ問題は航海数で、東京―父島間はわずか週一回、それも片道三十八時間という鈍速でございます。また、父島―母島間につきましては不定期という状況でございますので、行政用として都有船を配備しております。

次は、生活基盤ですが、まず水につきましては、父島は人口千四百四十人に対し貯水量三万三千トン、母島は二百八十人に対し、取水、貯水、合わせて千トンでございます。いずれも配水施設は整備されており、現在人口では水不足の心配はございません。ただ、今後観光など滞在人口の増加や、一人当たり使用量が増加することが考えられますので、貯水の増強対策は講ずる必要があります。

電気につきましては両島とも確保されております。医療につきましては、父島、母島にそれぞれ村立診療所がございまして、医師もそれぞれ配置されております。ただ、大きな手術につきましてはやはり内地へ送らざるを得ない実情にございまして、住宅につきましては、戦前の分散居住を避け、一島一集落をたてまゑとして居住地域を定め、そこに都営住宅を建設し、学校も父島には小中学校、母島には小中の併設校を整備いたしております。

次に産業基盤ですが、農業につきましては、国庫補助による圃場造成の推進、漁業につきましては、二見港という天然の良港を利用しての漁港の整備によりまして、生産も着実に向上いたしております。

今後の五カ年間に取り組むものとしたしましては、もとより帰島促進の助長及び帰島者の生活安定が中心でございますが、このため、残事業分の早期達成をはかることと、船舶整備、住宅及び水対策、それと島内幹線道路の整備を含めた観光産業

業の秩序ある対策があげられます。

また、問題のとりえ方が父島、母島と異にいたしておりましたが、硫黄島対策がございまして、この点につきまして国家的観点からよろしく御指導いただきたいものとお願ひ申し上げます。

明があらわれたが、当初の計画から非常に旧島民の復帰がおくれている。その理由をいたしまして、二十数年の歳月を経ての帰島でありますので、受け入れ体制はもとよりのこと、すでに本土におきましてそれだけ職業にもついておるわけでありまして、当然、二十数年の生活を捨てて帰島をするということになるれば、やはり旧島民は新しい生活設計のもとに再出発をしなければならぬというむずかしい問題があるわけでありまして、高齢者などは働き手の家族とともに帰らなければ、かつての郷里に生活の安定を得て生活することはなかなか困難だということとはわかるわけでありまして、計画よりも帰島がおくれている理由は、いまのお話、簡単な御説明でもよくわかるし、私どもも五年前に、旧島民が帰島することはなかなか思うようにはいかぬのではなからうか、島民の熱心な要望にもかかわらず、これはなかなかめんどろ、こう思っていたわけでありまして、

○伊能委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。山本弥之助君。

○山本(弥)委員 小笠原諸島は、戦後二十三年たちまして四十三年に復帰をしたわけでありまして、直ちに小笠原諸島の復帰に関する暫定措置法の制定に引き続きまして、小笠原諸島復興特別措置法の成立を見たわけでありまして、当時、私どもこの法案の審議にあたりまして、委員長を中心といたしまして、委員会から小笠原に派遣せられまして、現地の状況をつぶさに調査もし、また、短期間でありましたけれども、現地の島民あるいは関係者と懇談をいたしまして、いろいろ要望を承ったわけでありまして、

当時、私どもの実感としていたしましては、島民がほとんど引き揚げたという当然の結果といたしまして、また長年米軍の基地というような役割りも果たしてきた関係もあったと思いますが、全島がほとんど無人化あるいはジャングル化をしておりまして、この復興計画はきわめて困難を伴う重要な仕事になろう、また東京都におかれても非常な困難を伴うものだ、かように考えたわけでありまして、今回、同時に審議をいたしております奄美は二十年の復興計画、振興計画を経て、さらに五年間の延長をすることになっておりますが、小笠原の場合も、政府あるいは都の努力にもかかわらず、終戦処理もまだ完全に終わっていない状況にあるのではないかと、こう想像するのでございまして、幸い東京都からお見えになっておりますので、この機会に二、三の問題につきまして御質問したいと思ひます。

ただいま室長さんから帰島の状況について御説明があらわれたが、当初の計画から非常に旧島民の復帰がおくれている。その理由をいたしまして、二十数年の歳月を経ての帰島でありますので、受け入れ体制はもとよりのこと、すでに本土におきましてそれだけ職業にもついておるわけでありまして、当然、二十数年の生活を捨てて帰島をするということになるれば、やはり旧島民は新しい生活設計のもとに再出発をしなければならぬというむずかしい問題があるわけでありまして、高齢者などは働き手の家族とともに帰らなければ、かつての郷里に生活の安定を得て生活することはなかなか困難だということとはわかるわけでありまして、計画よりも帰島がおくれている理由は、いまのお話、簡単な御説明でもよくわかるし、私どもも五年前に、旧島民が帰島することはなかなか思うようにはいかぬのではなからうか、島民の熱心な要望にもかかわらず、これはなかなかめんどろ、こう思っていたわけでありまして、

そういう意味におきまして、まず旧島民の意向を含めまして、今後、五年後に小笠原諸島がどのぐらいの人口になるか、その辺のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○美濃参考人 ます、旧島民が今後帰るであろうという見通しをございしますが、私どものほうの調べでは、戦時中に疎開をしておりました旧島民は本邦各地に分散居住しておりますが、一番多いのは東京都で、なかならず八丈でございました。それから静岡、神奈川、千葉、埼玉という順番になっております。現実にはすでに帰島しておる者の出身県別を見ますと全くその順序になっております。それと、職業別には先ほど申し上げました雇用者が最も多くて、それから本土で農業、漁業、それで帰島後農業、漁業というふうな継続した職業についている者が多くなっております。そういう見通しから、やはり県別としては先ほど申し上げました東京、静岡、神奈川、千葉、埼玉の順になつてくるものと思ひます。職業につきましてもそういう形を踏んでいくものと思ひます。

それから推測してみますと、旧島民の帰島状況は、四十九年では九百六十六人、五十年では千二百九十九人、五十一年度では千六百六十六人、五十二年に千九百九十九人、一応五十年の最終年度に予定されております五十三年度では千九百九十六人――推測にかかわらず端数まで出しましてまことに恐縮なんですすが、その程度の旧島民が帰るといふふうに見込みをつけております。これはほぼ正しい推測といふふうに私どものほうは思っております。それと、小笠原の将来人口は、やはり現行の五十年で推定いたしました三千人というのが正しい数字になつてくるといふふうには踏んでおります。

それで、旧島民を含めた小笠原島民の生計維持を見んだ産業基盤の整備でございしますが、農業、漁業は、労働人口にもよりましますけれども、逐年着々と向上を見えております。これも、わずかながらの伸びではございまいしうけれども向上しているものと思っておりますけれども、他の産業について見込みが非常に薄いといひますが、弱くとも、

いうふうには思っておりますので、これを補う上からも、自然保護の関係もございしますけれども、やはり景観を利しての観光基盤というものを固めてまいらなければならぬのではないかと、いふふうには思っております。

○山本(弥)委員 そういたしますと、将来の人口の三千人ということは、帰島者の意向その他もあるかと思ひますけれども、大体産業基盤の整備、漁業あるいは農業、観光等を含めまして、小笠原村が快適な生活を営む上に収容し得る限度から考えても大体三千人くらいは適当である、こういうことはいえるわけではございませんか、どうでございます。

○美濃参考人 水だとか電気だとか産業だとか、そういった観点からしますと、常住人口は三千人で押え、観光などの短期滞在者を含めると五千人がぎりぎり一ぱいというふうには思っておりますが……。

○山本(弥)委員 よくわかりました。

次に、当時調査をいたしました際も、復帰の関係あるいは復興の関係からいひましても、輸送手段の確保あるいはその受け入れが緊急であるといふことが調査いたしました委員の一致した意見とございまして、港湾の整備あるいは空港の整備といふことを報告をしたわけでありまして、港湾の施設につきましては、ただいま父島は三千トンの岸壁、母島は五百トンの岸壁といふことで完成しておるわけでありまして、その場合に、当時空港は復興計画の五十年計画の中にはわずかに千五百万円計上されたような感じがいたしますが、これは旧軍の使用いたしておりました空港の補修程度で空港が使用できるという考え方に立ったと思ひます。私どもの調査の際も、他の場所も含めて選定しない限りは、旧軍使用の空港では十分な空港としての使命を果たすことはできないといふような印象を受けたわけでありまして、おそろくそういう関係で今日空港が整備されていないと思ひます。やはり将来の小笠原村の発展からいひましても、また観光地といたしまして、

空港の整備ということが必要だと思ふのであります。このことは、おそらく二種だとか三種だとかいう空港になると思ふのであります。これに多額の経費をかけて整備することは私は相当困難ではないかという感じを受けるわけでありますが、これに四十九年が後期五カ年計画の初年度になるわけでありまして、初年度の予算は、自治省で計上せられた予算が約二十九億だと思ふのであります。五年間に延ばしても百五十億程度ということになりますと、とても空港は将来の計画に織り込めないんじゃないかと思ふのであります。このことについて東京都はどう考へておられるか、あるいは自治省ではどう空港の整備をお考へになつておるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○林忠政府委員 この前の委員会でもこの問題は御議論になつたわけでございますけれども、空港の整備につきましても、現在、正直なところまだいろいろな議論がございまして、確たる方針が得られておらないというのが真実に近いと思ひます。あれだけの離れた島であり、かつ観光その他のことを考へれば、何をしても空港をつくるべきであるという非常に強い積極論が関係者の間にございまして、反面、空港をつくつて観光客がなだれ込むことによつてその自然が破壊される、それをおそれるという意味で空港に対して非常に消極的な御意見も、これはいろいろあります。したがつて、後期五カ年計画の初年度にもちろん空港の關係のことを考へておりますが、これの中心は、前年に引き続き立地条件その他の調査ということで五百万円の計上がなされていくにすぎないわけでありまして、地理的条件からして空港の適地が非常に少なく、かろうじてつくれるところとところでもよそに比べて五倍、十倍の金がかかるというのが技術的な見解でございます。それにさらに加へまして、空港を早期に整備すべきかどうかというのが現在の正直な立場でございますので、これについての確とした方針は、もう少し論を詰めたあと、きまらないような感じを受けております。

○美濃参考人 東京都といたしましては、先ほど山本先生がおっしゃいましたように多額の事業費が必要とされますので、もし、気象条件とかその他のいろいろな調査で実現の見通しが立ったときは、全額国庫でお願ひせざるを得ないという実情がございまして、

それと、ただいま自治省の行政局長からお話があったことに尽きるわけでございますけれども、問題点といたしましては、空港をつくつたことによつて観光客の急増が当然予想されるわけですから、水だとか宿泊施設とか、そういうものの受け入れ体制をその前にどのように整備しておくべきか、この点も一応四十九年度の調査では組み込んでおります。

それと、自然公園法による利用規制はあるといふたし、また、やはり島外の巨大な資本の進出を促して、乱開発というものは免れない状態が起きてくるのではないかとことも考へられます。今後の処理方針といたしましては、空港の設置は、やはり何といたしましては救急医療の問題であるとか、民生の安定に寄与することとか、島民の産業経済の発展に大きく期待できる面があるわけですから、先ほど申し上げましたような事情から、旧島民の帰島状況とか生活状況とか、あわせて島民経済の推移などを見ながら、やはり慎重に決定する必要があるのではないかと、うらに思つております。はつきり申し上げまして、東京都といたしましてはこの扱いについては非常に苦慮しているというのが実情でございます。

○山本(弥)委員 先般の法案の際にも、空港の整備については附帯決議をつけたわけでありまして、ただいまお聞きした将来常住人口三千名というところが目安であるということであれば、やはり乱開発を防ぎ、健全な農業あるいは漁業に依存しながら、観光ということも考へなければいかぬと私は思ふのですが、その際に、観光客の受け入れ体制として当然問題になりますのは、受け入れ施設の整備であり、その基本的な問題としては水だとかあるいは汚水の処理だとかあるいは電気の問題

ということにならうと思ふので、そういう将来の村づくりの關係からいいますと、私は漁業、農業と関連いたしましての観光客の受け入れとしての空港の整備というものは、当然必要になつてくるのではないかと考へます。

その経費の關係が問題だと思ふのです。これは、空港整備も五十年間で一応切れるわけですが、おそらく第三次空港整備計画というものが策定されるだろうと思ふのであります。その際に、本土に重点を置いた空港の整備、大型化あるいは高速化ということについて、先般私は運輸省に対して将来の見直しということに對してちよつと質問したのであります。しかし小笠原の場合には、当然海上輸送と同じように空港ということに考へられるのじゃないか。これは五年計画に芽を出さなければならぬ、第三次空港整備計画の中にも入れなければならぬ。こうなりますと、その負担からいって東京都だけにまかすわけにはいかぬのであります。これは当然、計画に織り込んで、かりに第二種であるうとも第三種であるうとも、全額国の負担において整備をするよう計画に盛り込むべきであると思ふが、自治省、どうお考へになりますか。

○林忠政府委員 現地にとつて空港というものは、是非でも必要な、人命その他に關係もいたします事柄でもあり、最も大切であるということに關係者の意見一致を見ますれば、当然いま先生の御指摘の負担問題について関係各省が詰めることになると思ひます。その場合におそらくそれぞれの省の意向もございまして、いまここで断定することはできません。先ほど申しました地理的条件から非常に経費のかかる問題でもあり、できる限りの国の負担ということによつて、地元の負担を軽減からしめてつくる必要があるという考へ方は従前ともなつております。

○山本(弥)委員 私は、やはり空港は早い機会に計画の中に盛り込むべきであるという考へ方を持っておりますが、自治省もこの点は、計画

策定の際には審議会等の議論を尽くしまして、ぜひ計画に盛り込むように強く要請したいと思ひます。また東京都も、医療の問題あるいはまた民生その他の問題もありませんので、負担は強く国に要請すべきだと思ひます。小笠原の問題は、人口は少ないにしても、戦後処理という色彩の濃厚な復興であり振興であるわけですから、当然東京都としても全額国の負担ということで強く要求すべきであるというふうに私は考へております。

次に、そうなりますと、空港建設には相当の年月がかかると思ふので、計画に織り込みましてもそれが将来五年間で完成するかどうか、いまの行政局長の答弁を聞いておりますとどうも心配になつてまいります。そうなりますと海上輸送の強化ということが当面非常に重要な問題になつてくると思ひますが、先ほどお話をいたしましたように、岸壁は三千トン、いま就航しておる船も二千六百トンぐらいの船が運航しているようでありまして、しかし四十時間かかり、週一回ということになりますと、着いて翌日帰つてこなければ一週間滞在しなければいかぬということは、小笠原村を訪れる者にとりましてはこれはきわめて不便でありますし、また自衛隊その他に依存するにいたしまして、救急患者の輸送等からいいますとこれは不便なことでもあります。いわば船便を増便するとか、あるいは快適な新造船その他によりましてスピードアップする、これこそスピードアップをするという措置を将来の計画に当然考へなければならぬと思ひます。聞くところによりますと、このためにも多額の経費を東京都は盛つておられるようでありまして、その辺のことをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○美濃参考人 全く山本先生のおっしゃられましたとおりで、増便とスピードアップの問題ですけれども、船舶建造には多額の経費を要します。現在、就航しております父島丸の耐用年数からいいますと、五十二年で限界ではないかというふうにして思つております。五十二年までたして

いものかどうか、それは別といたしまして、ざりざりのところ五十二年で耐用年数は切れるのではないか。そのときには是非でも新造船の建造という問題は問題になってくるというふうに思っています。いま国にもお願いしてございすが、船舶建造の融資として、融資ワクを三十億程度のもをお願ひしてみたい。それで、できれば一昼夜でもって片道到達できるようなスピードアップをはかっていきたいというふうに考えております。

○山本(弥)委員 この点、行政局長どうですか。

○林(忠)政府委員 つけ加えるべきあまり大きなものもございせんすけれども、観光の場合はやはり飛行機というのでなければ先の伸びがもう知れているような気がいたしております。いまの場合にはとにかく金よりも大体時間でございます。片道二昼夜もかかるような観光であれば、現在も行なわれておるようでございますが、夏休みの学生さんの団体ぐらゐを船を一隻チャーターして持つていくというのが限度で、これであれば年間回したしませんが、地元への受け入れ施設その他も、採算の面で非常に悪くて、いつまでもいかな。だから観光のためには、とにかく船のほうは期待するところが非常に少ないだろうと思ひます。ですが、観光以外の地元の民生の安定その他に關しましては、いま東京都のおっしゃったごとく、できるだけ早く現在の船を高速化するようになっています。三十七時間、二昼夜近いような時間がかかるようではそちらのほうにも不安がございします。これにつきましては計画樹立のときに關係者とも真剣に相談をして対策を立てたいと思ひております。

○山本(弥)委員 いま東京都でお話がありましたように、非常に苦勞しているようでありますので、融資ワクの確保その他、これはやはり計画の中に盛り込んで、増便あるいは時間短縮といううなことににつきましては実行可能のうな計画にしたい。これは空港と違ひまして相当地早い機会に、将来の五年計画のうちでも最初の期間にこれが実現できるような体制をとるべきだと思ひます。これも十分自治省が中心となつてめんどろを見るような体制をとつていただきたいことを強く要望しておきます。

それから次に、当時私も見ました場合も、全くジャングル化したしまして、一部、港の周辺が利用されておるという状況であつたわけであり。その後、五年計画において自然保護地域あるいは農業地域等の区分をいたしまして、この計画に従つて一島一集落といったような効率的な村づくりということにも努力をしておられるようでありすが、私は適当な措置だと思ひるのであります。それにいたしまして、いろいろ私どもの聞きますところによると、在来島民の法定賃借権とありますので旧小作人の特別賃借権の關係、あるいは所有権の關係——これは、公団をつくり、境界を画定するということはいへん苦勞があつたと思ひるのであります。まず土地の利用区分はきまつりましたけれども、権利關係を早く明確にするにつけてきまして、道路の開闢等につきましても、計画があるが土地の所有關係が複雑であるために道路の開闢が思うにまかせないといつたような、あるいは住宅を建てるにいたしまして、公共施設を建設いたします際にも、基本的な土地問題が大きな隘路になるといふことで苦勞なさつておられると思ひますが、過去五年間におきましてこういつた権利關係というものはある程度まで解決をし、問題はもうなくなりつつあるのかどうか、この点をお聞かせ願ひます。

○美濃参考人 まず、主として在来島民といひます。欧米系の島民が使用しております法定賃借権の關係でございすが、法定賃借権者の件数とございます。そのうち、敷地の全部が国有地であるものが十八件で、この十八件については完全に解決しているわけですが、ただ国有地以外の民地の部分については問題がございします。これはまだ継続して問題となつております。四十八件のうち、契約といひますが、賃借料というものを地主と協

議してきめるわけですが、そういう契約が一応なされたものは三十件ということになっております。他は依然として問題を投げかけたままの状態といふことになっております。

特別賃借権でございせんすけれども、これにつきましては父島で申し出人が三十七名、母島で五十名であります。申し出人といひますのは、優先賃借権の申し出が法によつて認められておりますので、耕作の目的をもつて使用してゐた者が地主に届け出ることによつて賃借権が確定する、こういうことが優先的に認められてゐるわけですが、ととのわにいたしまして、地主と協議をして、ととのわに限り特賃権者も耕作ができない、地主も耕作ができない。東京都の場合も公共用地として、両者の協議がととのわに限り、買うこともできない。こういつた状況でございすが、解決してありますのは、父島三十七件のうち三件、母島五十件のうち二件というふうに、複雑な問題が潜在于しております。この取り扱ひが非常に難航いたしております。東京都といひまして、このあつせんには努力を傾けておりますけれども、所期の成果といふものはなかなかあがつてこないという実情にございします。

○山本(弥)委員 この特別賃借権の問題は、在来島民が帰島することであればいいわけですが、帰島しないことが明らかになれば——私は、長年住みつたところから二十何年も離れて別の生活を営んできた、しかし、いわゆる小作権といふような権利がないにしても、その権利を無視するわけにはいかぬと思ひますけれども、人間はいろいろ考え方があらうかと思ひますので、小笠原の復興なり振興が行なわれて、帰島者の生活も向上しているいは観光地としても活用されるということになります。ああいういわゆる平たん地の少ない居住できる区域といふものがきわめて限定されておるといふところは、地価の上昇といふことは当然伴うのではないかと。そういたしますと、権利はなかなか話し合ひで解決つような状態にならぬで、ますます複雑化するのではないかと、かような

感じがするわけであり。一方では権利を守つてやらなければならぬと同時に、小笠原村の将来を考えますと、いつまでも不当に権利の上に眠るという考え方には何らかの措置が必要になつてくるのではないと思ひますけれども、行政局長、この辺のかね合ひといふのはどういふうにお考えになっておりますか。

○林(忠)政府委員 非常にむづかしい問題だと思ひます。それは小笠原について特にそういうシビアな問題が起きておる、今後起こつてまいらと思ひますけれども、結局一般的私権問題と公益の問題、言つてみれば永遠の論争の問題だと思ひますが、現在のところはまだ確たる、将来の方向についてどうであるべきだといふところまで詰めてもおりませんし、またそういう権利の上に眠る者があつてどうしようもないという状態、にっちもさっちもいかないうか、きつい状態までもなつておられますが、今後の推移を見比べまして、必要によればそういう議論を詰めて何らかの措置が必要ではないか。先生の御示唆、まことにそれが必要な事態が来るのではないかと、うことを予想もしております。

○山本(弥)委員 この点はきわめて微妙な問題でもあります。特別賃借権といふ問題の處理は当然将来の問題として私は残るのではないかと、そう思ひます。ことに、こういつた権利といふものがありますと、先ほど申しましたように小笠原諸島の振興に伴ひ、また観光の施設の充実といふようなことに關連いたしまして、現在自然保護をしながら快適な小笠原諸島の復興といふことが基本になつておりますが、先ほどちよつとお話がありました乱開発の問題といひますが、本土では盛んに商社の買ひ占めが行なわれまして、私どものほうの岩手県などでも買ひ占められておるといふことでもありせんか、小笠原ではまだそういったことはありせんか。白地の地域に特別賃借権とか所有権の意識が強いほど値段はつり上がるわけでありすが、そうなりますと普通の者は買へないで、投機的な買ひ方になる

いものかどうか、それは別といたしまして、ざりざりのところ五十二年で耐用年数は切れるのではないか。そのときには是非でも新造船の建造という問題は問題になってくるというふうに思っています。いま国にもお願いしてございすが、船舶建造の融資として、融資ワクを三十億程度のもをお願ひしてみたい。それで、できれば一昼夜でもって片道到達できるようなスピードアップをはかっていきたいというふうに考えております。

○山本(弥)委員 いま東京都でお話がありましたように、非常に苦勞しているようでありますので、融資ワクの確保その他、これはやはり計画の中に盛り込んで、増便あるいは時間短縮といううなことににつきましては実行可能のうな計画にしたい。これは空港と違ひまして相当地早い機会に、将来の五年計画のうちでも最初の期間にこれが実現できるような体制をとるべきだと思ひます。これも十分自治省が中心となつてめんどろを見るような体制をとつていただきたいことを強く要望しておきます。

○山本(弥)委員 この特別賃借権の問題は、在来島民が帰島することであればいいわけですが、帰島しないことが明らかになれば——私は、長年住みつたところから二十何年も離れて別の生活を営んできた、しかし、いわゆる小作権といふような権利がないにしても、その権利を無視するわけにはいかぬと思ひますけれども、人間はいろいろ考え方があらうかと思ひますので、小笠原の復興なり振興が行なわれて、帰島者の生活も向上しているいは観光地としても活用されるということになります。ああいういわゆる平たん地の少ない居住できる区域といふものがきわめて限定されておるといふところは、地価の上昇といふことは当然伴うのではないかと。そういたしますと、権利はなかなか話し合ひで解決つような状態にならぬで、ますます複雑化するのではないかと、かような

感じがするわけであり。一方では権利を守つてやらなければならぬと同時に、小笠原村の将来を考えますと、いつまでも不当に権利の上に眠るという考え方には何らかの措置が必要になつてくるのではないと思ひますけれども、行政局長、この辺のかね合ひといふのはどういふうにお考えになっておりますか。

わけでありすが、そういったいわば投機の対象としての買い占め、買いあさりという現象はまだ出ておりません。

○農務参考人 空港がらみになっているわけですが、潜在的には大手の不動産業者も入っておりますけれども、潜在化しております。空港がでるのを待っているという状態じゃないかと思ひます。現実に入ることは入っております。

○山本(弥)委員 そうなりますと、空港が先ほど申し上げましたように必要だということであれば、それはやはり何といたしてもそういった投機の対象にならないような、将来五年間のうちにある程度まで土地を国有化する、あるいは地方公共団体の所有にするという体制が私には必要になってくると思ひます。そういったことも計画の中に十分配慮すべきではないかと思ひますが、行政局長 どうでしょう。

○林(忠)政府委員 ものによつては今日でももうおそいんじゃないかという現象もあるように聞いておるわけで、(山本(弥)委員補助金の出し方が少ないんじゃないかと呼ぶ)ですから復帰した当時も、あれはそういう土地の所有ということがおそく将来非常にむずかしい問題になるだろうから、必要な部門について国が全部買い上げたという議論も真剣にずいぶん議論されたのでございませうけれども、財政負担その他の問題からしてまだ実現をしておりますが、まさに空港ができる、観光地として大きく浮かび上がってくるという場合、御指摘のような現象はもう必至でございませうと思ひます。なお事態の推移を見ながら、(「おそいよ、見ながらじゃ」と呼ぶ者あり)それに対しても関係者と十分協議をいたしたいと思ひております。

○山本(弥)委員 そういうことは早く手を打つべきなんです。この点はおそいけれども、直ちに着手をお願いしたいと思います。

そこで、私は先般も考えた、五年前のときもあれなんです、あのときは防衛庁や防衛施設庁の関係で優先確保し、あるいは使用権を設定したと

ころがあるんですね、軍事基地として。そういった関係が相当必要以上に確保したと思ひのであります。過去五年間あるいは将来において、そういった基地用地と公共施設の整備あるいはこれに準ずる施設の整備との関連において、基地を解放するということがあることがあったかどうか。あるいは将来土地問題がめんどうになってくる場合、基地の縮小と同時に、公共施設用地あるいはその他の民間の必要な用地に分配あるいは払い下げということになりましようか。そういうことが可能であるかどうか。

○生田参考人 返還の当時優先使用になりましたものにつきまして、防衛施設庁関係の三年ものの告示になりましたものでございませうが、三年たちました現在、国、関東財務局のほうですか、と防衛施設庁のほうで暫定使用の契約をしております。民有地につきましては個々に賃貸契約を結んでおります。これにつきましては、私たちが復興事業をする場合に、その土地が必要なる場合には、それぞれ具体的な計画を示しましてお話を申し上げますと、協力をさせていただいております。その点については非常に協力していただいております。

○山本(弥)委員 先ほど、土地問題でいろいろな問題があつて、そして計画的な町づくりをする上において今後ともガンになるというお話を聞いたわけでありませうが、その場合に、帰島者がふえるために受け入れ体制を整備するということになりますと、どうしても住宅の建設、これは自力建築というのはいまの状態では、この資材の高騰の際になかなかめんどうなことではなからうか。希望者のための帰島を促進するということになれば、やはり第一番に住宅の問題、農地の確保の問題あるいは漁業者として生業のできるような問題等に関連するわけでありませう。そういった点で、土地問題の解決がつかないからというのではおそきに失するの、ある程度まで基地との関係あるいは国有林との関係において、払い下げもしくは永久使用権といひますか、そういうものを小笠原村あ

るいは都において強く将来の計画に織り込むなり、あるいは関係方面に要請することによつて土地の造成をはかつていく必要があるのではないかと、かように考えるわけでありませうが、その点、まず行政局長のほうから御答弁をお願いしたいと思います。

○林(忠)政府委員 御指摘のような必要性、たいへんあると思ひております。この五カ年の間の具体的な承知しておる折衝その他は、私まだ詳しくは承知していませんが、東京都のほうでも具体的な計画についてそれぞれの関係機関に要請する場合は、よく協力してもらつていという話を伺つておりますし、一般的な制度というよりも、個々の復興計画の具体化については、いままでそういう問題についてある程度話はスムーズにまゝとつて、おそろく大きな支障はないのではないかと思ひます。これから計画にさらに一そう腰を入れますと、いろいろな公共施設の整備が必要となつてまいります場合、いままでのような個別の話でいいのか、もう少し一般的な制度といひますか、方針としてそういうことをきめる必要があるかどうかについて、さらに検討をさせていただきますたいと思ひます。

○山本(弥)委員 この点も、将来の計画を作成いたします際に、審議会もあることだし、あるいは関係各省との協議もあるかと思ひのであります。小笠原村の復興あるいは復興のために必要な場合には、公共用地その他の確保の際には、自衛隊の基地、用地の解放、あるいは自然環境の破壊をしない程度において国有林の解放ということについて、やはり計画の中に当然織り込んでいくべきではないか。単に都営住宅の建設といふばかりじゃなく、ジャングルを切り開くわけでありませうので、土地の造成というところが非常に重要な要素になつてまいりますので、この事前の土地問題の解決をはかりながら、土地造成というところも当然十分計画の中に議論を尽くして、計画が実行しやすきような体制をつくることに国としても十分配慮すべきであるといふふうに考えますが、それ

は相当強く努力願ひますか、自治省は。

○林(忠)政府委員 復興特別措置法について、ほかの法律の例外規定とか、より一そう強い規定を設けるということも、それは一つの案も存じませうけれども、計画は計画として、どれだけの事業をどれだけやるかというのをまず総体をきめまして、そして年度ごときめてまいります。その場合に、都市計画法とかあるいは国有林野の払い下げに関するいろいろなきまりその他によつて処置できる範囲のものも十分あるのではないかと。それによつて実際の運用上障害が考えられないとすれば、それ以上の強い措置というのは別に法的に考える必要はない問題じゃないかと思ひます。

土地の問題、非常にむずかしいといひましても、あそこは、非常に土地が狭くて事業に対して入手せられる土地が限定しているという議論論ではむしろなくて、逆に、その権利者が現地におらないとか、非常に離れたところにおる、しかも将来の値上がりや当て込んでいふ、そういう問題でむずかしさがむしろ多いわけではございませうので、特に計画を推進する上において必要なことといへばもちろん計画の中では十分考えますけれども、さらにそれを法的な手続の特例としてまで必要かどうかというところは、さらに検討を要する問題ではないかと思ひます。

○山本(弥)委員 この点につきまして、土地の利用といふことがいろいろな施設を進めていく、復興事業を推進していく基本になるものですか、すでに確保しております基地の関係あるいは国有林との関連において、宅地の造成その他の問題について、民有地の活用と同様に十分配慮していくべきであるといふふうに私は考えておりますので、この点は国としても努力すべきであるといふことを強く要請申し上げておきます。

次に、生活環境整備の問題は先ほどもお聞きしたわけでありませうが、これは何といつても帰島する場合の重要な条件でありますので、東京都で相当力を入れておるといふ感じを受けます。ことに電力、水の問題あるいは住宅の建設の問題、さら

にはごみ処理とかあるいは汚水の処理といった問題は、過去五年間の百三十三億の一応の予算の中でそういった生活基盤整備につきまして一〇〇%以上の実施をしておられることについては私は敬意を表するわけでありまして、問題は私にはない。ただ、先ほど、観光客のふえるに伴いまして、水、電力の問題といったことに配慮しなければならぬ、将来さらに拡張しなければならぬというお話しも承ったわけでありまして、今後ともおそろしくその点に力を入れていかれると思うのであります。

それにいたしまして、これは多年地方自治体にとりまして問題になっております、いわゆる計画はできたけれども、実施をいたしますときには年々物価が上昇する、建設資材が上昇すること、私ども毎年のように補助金の超過負担については議論をし、強く要請をしまいたしておりますわけでありまして、四十九年度の予算で、教育施設、住宅施設補助金のアップを四五%やったり五〇%やったりといたしまして、現にこの前三谷委員から大阪近郊の物価の上昇、建設資材の上昇の例示をされたわけでありまして、私どもの大都市におきまして、小学校、中学校を建てるのに、大阪近郊と同じように平米十萬もするというような値上がりをしておられるわけでありまして、来年度、はたして平米十萬で建設できるかどうか、地方公共団体が非常に心配しておられる状況であるわけでありまして、補助金のかさ上げがあるわけでありまして、超過負担が出れば計画は東京都の持ち出しになることは当然なわけでありまして、開くところによりまして、単独事業で相当おやりになつておる。十七億からの単独事業で生活環境整備については努力をしておられるようでありまして、そのほかに、その中に含まれるのかどうか、十億近い超過負担があるというふうに聞いておるのですが、これは、室長さん、ほんとうでござい

ますか。

のようですが、住宅、特に建築関係、こういったものの物騰が激しいということ、工事材料に限らず、それに伴って賃金の上昇も小笠原のほうでは非常に著しいものがございます、十億程度の超過負担ということになりますか、そういうことはございませう。

○山本(弥)委員 室長さんは遠慮しておられるようですが、十割とか九割とかいう補助金をしましても、この超過負担に対する配慮がなければこれは補助金のかさ上げというのは意味をなさぬのです。行政局長は行政局長じやないもので逃げられるかもしれないが、これは非常に大きな責任問題なんですね。東京都は財政力があるからまかしておけばいいんだというわけにはいかぬと思うのです。本土においてすら超過負担に悩まされておられるわけです。これは都市の大小を問はず困つておられるわけなんです。こういった補助金のかさ上げをして復興をやるというところは、それだけ国の責任を感じてやっておるわけですね。何も小笠原島民のため、小笠原の復興のためにということだけではなくて、人口が将来三千人ぐらゐの村であつても、東京都には離島もたくさんあると思うのですが、特に小笠原に重点を置いてやらなければならぬということ、小笠原が戦時中に置かれた地位、それらの配慮、国の責任ということがあるわけですね。それから言いますと、やはり国の責任を果たすという意味でも、私は、補助金のかさ上げをして、補助率の関係からいって当然超過負担の解消ということには十分の配慮をすべきである、こう考えるわけでありまして、次の計画ではそういう超過負担が出ないよう、毎年度適切な配慮を十分して、経費の流用をやるか運用の弾力性によりまして、計画事業がかりに全部必要であつても、特に必要な事業あるいは実施可能な事業については他の費用を流用し、超過負担の出ないような措置を講ずべきである、かように私は考えますが、いかがでしよう。

○林(忠)政府委員 かねがね、ああいう特別な地域でございまして、超過負担問題は、いま全国

的な問題にはなつておりますけれども、それ以上にあそこ特殊な地域の情勢を反映して、私のほうも財政局といわず行政局でも一生懸命努力をしております。今後についても同じような配慮を払つて、全国的な超過負担の問題の解消とは別に、小笠原について特別にそういう配慮をしなから進めたいというふうな思つております。

○山本(弥)委員 次に、産業の問題につきましてお尋ねしたいと思つております。ジャングルを開墾してやっておられると思うのであります。私も行きましたときには、試験地です。病害虫の駆除とか、あるいは適作、あるいは過去の経験を生かしての試験もやり研究もやるという体制をとつておられたわけですね。現在、農業はどのぐらゐあそこでおやりになつておるか、あるいは将来の見通しにつきまして、農業地も指定されておることだし、その農業地における営農が若い者にとつて魅力のある農業として育っていくのかどうか。これは島ですから、当然ある程度まで野菜その他の自給をやらなければならぬでしようけれども、できれば、温暖といえますか、ああいう気候でありますので、適作物は逆にこちらのほうに輸出して、多少とも島民のふところをよくするといふうな方策もあるうかと思つております。そういう見通しについてお伺いをしたいと思います。

○美濃参考人 現在、農家は三十八戸、九十五人でございまして、圃場面積が四十・〇三ヘクタールでございます。小笠原農業協同組合が四十七年の四月に設置されました。先ほど、所得も逐年着実に向上しているというふうに申し上げましたけれども、四十七年度中の出荷金額は千三百七十八万円でございます、四十八年度は五千万円を見込んでおります。

それで、生産物ですが、カボチャとかスイカとかメロン、そういう蔬菜、果実類ですけれども、特に季節差のあるスイカ、冬に現地でスイカをつくつて東京のほうへ送り込む、そういう季節差のあるスイカなどが非常に効果的のようござ

います。

今後の見通しですけれども、一そう圃場面積を拡張しなければいけないということ、それから農業用かんがい用水ですか、これを考えなくてはいけないという問題があります。特にかんがい用水については配慮をする必要があると存じます。

○山本(弥)委員 そういったスイカとかカボチャとかいうようなものを中心にしまして、場合によつてはあちらのほうの農家収入が私どものほうの農よりも相当上がるような態勢にあるということ、非常に明るい希望が持てるのではないかと、若い青年が向こうでの営農に希望を持って帰島するといふ者も出てくるのじやないかと感じをうけたわけでありまして、今後とも都の指導によりまして、せっかく、農業用地として確保し、自然保護をはかりながら、小笠原村の自給体制にまでこぎつけようという計画を極力推進願いたいと思つております。

漁業問題ですけれども、私が行きましたときに漁業協同組合ができて、農民の数よりも漁業協同組合の組合員が多くて、漁船も相当整備して、希望が持てるのではないかと、あるいは水産物の加工その他に発展しまして、一次産業と二次産業との関連において漁業基地としての役割も果たすのではないかと、いふうに見えてまいつたのですが、当時においても何となく、漁業組合の責任者に聞きますと、もう一つ意気が上がらないという印象を受けたのです。五年たった今日、漁業はどうなつておりましたか。

○美濃参考人 まず、水揚げ高から申し上げますと、四十七年度で六千二百萬でありましたものが、四十八年度では六千六百萬を見込んでおりますので、先生がおっしゃったようにその目ざましい伸展といふことはございませう。

くはならないということで、たゞいま東京都のほうで伊豆諸島の島と提携をして、要するにくさやでございすけれども、これについて技術の導入をはかってまいりたいというふうに考えております。

○山本(弥)委員 私は漁業としても有望じゃないかと思っております。観光客のふえるのに対応いたしまして、何も船で本土の魚を運ぶ必要はありませんので、地元の魚類で間に合わせる、あるいはそれに特色を持たせるといふ意味で、農業と同じように漁業をある程度まで振興させる。そして、漁民はいつも積極的で、どこへでも出かけるという気性があるわけですから、あそこが漁業基地としての役割も果たしながら生活の安定をはかるように、きょうは農林省のほうの水産庁からは来てもらっておりませんが、東京都としても十分配慮を願いたいと考えております。

一応時間の関係で私のお聞きしたいことはあれですが、当初私も、父島、母島と関連いたしまして硫黄島の問題、これを復興計画に入れるべきではないかというふうに感じたのであります。遺骨の収集も進捗していない、不発弾の処理も完了してはいない、最近地震によりまして島が隆起するというような非常に不安な要素も出ておるわけでありまして、私はいまの考えでは、復興にしろ振興にしろ父島と母島に重点を置きながら、硫黄島はそういった国の措置によりまして、国の責任において遺骨の収集あるいは不発弾の処理というのを早期に完了させるといふ政策、考え方のほうがいいんじゃないかというふうな感じがします。ただ、かつて硫黄島に居住しておった島民の帰島ということですね。帰島の希望いたしますか、そういうことにも関連すると思いたうが、どのぐらいの希望者があるかということ、都としては硫黄島に対して、私がいま申し上げたような考え方がいいものかどうか、どういう変わった考え方がありなのか、お聞かせ願いたいと思いたう。

○美濃参事 硫黄島への旧島民の帰島希望者は、十七世帯五十五名でございす。

それで、都としての硫黄島に対しての考え方ですけれども、やはり突破口となりますのは不発弾の処理と遺骨の収集、それから島全体に張りめぐらされております地下壕を処理しない限りはその上に何の構築物もできないのではないかと、いうようなこととございすが、どうしても最初は不発弾の処理、それから遺骨の収集ということに国のほうでしていただくというふうなことを、国の開発の問題はそれから取り組むというふうなことになるかと思いたう。

○山本(弥)委員 行政局長にお尋ねいたしますが、東京都の意向と私の考え方は大体一致しているようでありすが、今後の復興計画を樹立する際のお考えはいかがでございすでしょうか。

○林(忠)政府委員 私のほうもその点では東京都と全く同じ考えを持っております。ただ、これは精を出して一生懸命やっても、たとえば三年、四年で全部きれいになるといふところの問題ではない、たいへんな困難性を控えております。現在、遺骨の収集は厚生省でやっていただいております。もう五年以上たつておるのですが、現在四千柱余り収集しておりますけれども、現実にあそこまで戦死された方々は二万をこえるという状態。それから、いま地下壕が、米軍が占領したあとで、危険だもんで全部ふさがってしまつておるわけですが、その発見されたところの中はみなきれいにしておいたでしてありますけれども、あとの地下壕の入り口を発見することがあります。一平米当たり何トンというふうなたいへんな鉄がぶち込まれたところとございすので、この不発弾の処理の見通しは、その方面の技術者に聞きますと、一日三個班を、一班が三名ないし七名の人で探査機を一台持つて投入してもあと九年かかる、こういうようなことが出ております。しかもそれに加えて、最近硫黄島の近辺で新しい火山が噴火したとか、硫黄島自体が年じゅう隆起、陥没を繰り返してお

りまして、港一つつくつても来年になれば沈んでしまふというように、先の見通しが非常に暗いわけとございす。

そこで、先ほどの東京都のお話にございましたように、帰りたいという方がおられまして、これはたいへんまた御熱心でございまして、去年あたりは私のほうにも御陳情に見え、こういう不発弾もあり、かつ火山活動で危険なところに国の責任でお帰しするわけにはいかぬと申しまして、いやもう戦前からそんな隆起、陥没はあたりまえだったというふうなお話もありまして、この方々のお気持ちを考えますと何とかと思いたうけれども、確かに先々この不発弾、遺骨だけでもたいへんに時間がかかるということをお慮しておる次第とございす。

○山本(弥)委員 全く私どもと同じ考えなわけでありすが、この問題を計画の中に織り込んで東京都もある程度まで分担するということは酷な感じがします。遺骨収集あるいは不発弾の処理といった問題は、ある程度まで東京都に協力を求めるにしても、やはり国の責任で、計画のワケ外で推進すべきであると私は考えます。その点も計画策定のときに十分配慮願いたいと考えております。

次に、暫定措置法で小笠原村はできましたけれども、いわば自治体としての組織機能というものは持つていないので、いまだに東京都の支庁長が村長職務代理者で、職員も支庁の職員が全部仕事をしておる。議会もできてはいない。五人の、あれは審議会といふ状況であります。しかし、小笠原村で将来三千人、観光客その他あるいは臨時の居住者等合わせれば五千人ぐらいにしようということとすると、やはり自治体の機能のことについて配慮すべきではないかと思いたうのでありますが、現状から考えて島民の意向はどういう状況でありますか。

○美濃参事 まず、現地の島民からは、積極的に自治組織をつくつて、みずからの手で自治を行

なつていこうという考えはあまり表面に出てまいっておりません。といひますのは、やはり現地の人は現地の事情を知つておまして、完全な自治体をつくる場合に、それ相当の財政力がない限りは運営していくことは不可能でございす。現在の状況からいいますと、その機が熟するときというのはいつのかと私も全くわかりませんけれども、ある程度財政力のついた時期といふことはいえると思いたう。現状では国なりあるいは都なりの財政援助、財政補完というものを文字どおり大幅に受けない限りはやっていけないという実態でございす。

○山本(弥)委員 後期五カ年計画が経過するころには、やはり公選の村長さんを置き、議会を置くといふ考え方で進んでおられますか。これは行政局長にお聞きします。

○林(忠)政府委員 大体その辺がめどではないかと考えております。地方自治の理念から考えれば一日も早くと思いたうけれども、現在は非常に流動性が多うございすし、むしろこちらから行きたいわゆる役人が過半数を占めるという状態では、まだ共同社会の形成の条件に当てはまらないうええな。後期五カ年計画が終わるころにはいろいろの意味で、帰島される方もほとんど希望の方は帰島されて安定されると思いたう。そのころがめどではないかと現在は考えております。

○山本(弥)委員 小笠原村につきましての最後のお尋ねは、私どもも、過去五年間の経験からいひまして、今回十年に延ばして五年あるわけでありすが、村としての組織もできてないという現状からいひまして、終戦処理の延長がこの将来の五年間だといふ感じを受けるわけですが、それで、ほんとうに正規の村長を置き、議会を置いて、小笠原村が村としての機能を発揮しながら将来の振興をはかるというのはいずれになるのではないかと、五年後のことを言うのはどうかと思いたうが、とにかく終戦処理をさらに継続して五年やると、その後初めて公選の村長を置き、議会を設

けて、島民の自治意識のもとに小笠原村の将来の発展をはかっていくというためには、他の特別措置法の地域以上に、人口は少ないわけでありますが、特別措置を必要とする地域ではなからうかというふうに思うのです。五年後にはやはり奄美と同じように振興計画とかあるいは振興開発計画というようなことで、これは当然特別措置法のもとに振興をはかっていくというお考えでなからうかと思ひますが、行政局長、いかがですか。

○林(忠)政府委員 純粹の終戦処理という意味では、先ほどの不発弾とかあるいは遺骨の収集、これはまさに終戦処理でございまして、硫黄島についてはこの五年でもどうかという心もなない気持ちでございまして、小笠原自体につきましても、先ほどお話の出した土地関係、権利関係の確定、こういうものはある意味では終戦処理であるかと思ひます。これはできるだけすみやかに片づけたい。そのほかには、民生の安定、振興に関する事業は、五年間もうやってまいりましたが、さらにこの五年間でできるだけ集中的に、自立できるような体制に持っていきたいという意気込みでこれには取り組んでおります。

しかし、先の見通しと申せば、五年たった場合、小笠原よりもある意味では非常に恵まれたといひますか、力のある奄美でさえ二十年間やりましてな足らない、さらにこの上延長をお願いしているような事態でございまして、小笠原についても、あと五年たった時点でどうかといへば、おそらくそれでも力をかす必要はないという状態までいくのはたいへんむずかしいだろう。おっしゃるような、五年たつて、さらに一その振興というのをはかるような措置が考えられるという可能性が非常に強いように私も思っております。

○山本(弥生)委員 あと、もう少しの時間をあれいたしまして、奄美についてお尋ねしたいと思ひます。

奄美につきましては、これは二十年特別措置法でやってまいりましたが、まだ十分であることは私も率直に認めます。何とか五年間のうちに奄

美群島がしっかりと発展をするという体制を、国、県の力で実行していただきたいと思うのです。

それにいたしまして、これは二十年たつておるわけでありまして、今度の計画は、何か従来の補助金のかき上げをして産業基盤の整備をする、あるいは道路その他の生活基盤の整備をするという、所得格差の是正ということをおねがいながら公共施設の整備をはかるという情性ではなくて、何か奄美はこれだというようなことが必要だと思ひます。それにしては、行政局長の補足説明にありました、一点から三点まであげて、「明るく住みよい地域社会を建設」「亜熱帯の自然的特性を生かした産業の振興」「亜熱帯の海洋性の美しい自然と特色ある文化を生かし、海洋性レクリエーション地帯の形成を促進」、抽象的ですがこの三つをあげられたのです。これはだれでも考えられることだと思ひますが、どこに重点を置いてこれをやっていくかという問題だろうと思ひます。

奄美の青少年が、情性で女子は大島つむぎをやる、男子はサトウキビを耕作するということが、何か意欲的にやらなければならぬという感じがするのですが、そのためには、やはりだれでも考えることですが、この第三点の「海洋性の美しい自然と特色ある文化を生かし、海洋性レクリエーション地帯の形成を促進」ということを大きく取り上げた機会に、俗にいえば観光行政ですね、これに何か筋金を入れられるのかどうかです。たとえば、国定公園に指定されておる、私どもも見に行きませんが、古仁屋湾一帯、これを全国的な——何かいろいろ各省でありますね、青年の家とか、あるいは中小企業の雇用者のためのあれだとか、国民宿舎だとか、各省競ってレクリエーションに対応する設備を、国民休暇村というようにやっておられますね。それを何か特色のある古仁屋湾一帯の国定公園の中心施設として、そこが島民の青少年の生きがいも感ずるような、いわゆる研修の場になり、レクリエーションの場になり、あるいは静養の場になり、それが全国的な施設の基地にもなるということとそれにあ

わせていく。

たとえば、あそこがこの前行つてごちそうになりましたが、鶏飯ということであれば鶏も卵も鹿児島県から持つてこなければだめだ、自給率はせいぜい二割とか三割とかというようなことではおかしいので、地元でそういうものをもういったとにあわせて、サトウキビ以外に、あれだけの亜熱帯性の気候のところですからそういうものをある程度まで自給をして、高いものを買わなくていい、島民の生活も安く生活用品は供給できる、そういうような体制で自給体制を農業ではとていく。漁業でも同じことですね、ほかから魚を輸入しないで、あそこでもとれる魚をふやしていく。一本釣りで漁業はなかなか振興しないのだということとじゃなくて、それもあわせていくといううなことで、何か一本中心を国として持ち込んで、だんだんと振興計画の補助金のかき上げじゃなくて、飛躍的に何か転換するような施設を中心に、青年も永住する、農業にも精励する、漁業も振興をはかるというような体制をこの際とらなないと、五年やっても格差は解消されないという事態に追い込まれるのではなからうか、こういう感じがするのです。

これは、何か今度の計画策定の場合には鹿児島県もいろいろ考えておるでしょうが、鹿児島県としてはやはり離島を持つておる、奄美にばかり力を注ぐわけにはいかぬし、鹿児島県全体の均衡をはからなければならぬというふうな考え方に立つ場合もなきにしろあらずだと私は思うのですが、しかし奄美の復興については、これも過去の経緯、戦争の遺物がつきまとつておるわけでありまして、そういうことをひとつ考えるべきじゃないかと思ひます。

〔委員長退席、村田委員長代理着席〕

ことに、私どもの小川委員の言った、国鉄が本土からはない。あの辺は飛行機と海運だということであれば、いわゆる国鉄にかかわるべき海運として鹿児島—奄美—沖縄を結ぶとか、そういうこととで観光行政も助長するのだといううな、国と

してもこれだというようなことをやらないと、奄美の「振興開発」ということを挿入したわけですが、なかなかそこまでいかぬのではないかと思ひますが、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。これは大臣がいまさんので、林行政局長のお考えを承つたあと、政務次官は沖繩などへも何回も行つておられるので、その辺のことをお聞かせ願ひたいと思ひます。大臣のかわりにひとつ抱負を開かせていただきたい。

○林(忠)政府委員 私の補足説明をお引きになりましたが、その補足説明は、現在、後期の振興開発計画を県が鋭意策定中でありまして、その策定の過程においてどんなことを柱にするかといううなことをまた聞きまして御説明を申し上げたわけでありまして、したがって、その中身につきましても、県が考え、私がお答え申し上げようと思ひましたことを先生みなそこでおっしゃつていただいてしまひましたので、全く同感と申し上げる以外に申し上げようがないわけでございますけれども、基本的には、サトウキビとつむぎというあそこの基幹産業、これは手を抜くわけにはまいりませんので、それ自体の振興というのは相変わらず力を入れてまいらなければならぬ。しかしこれは、サトウキビにしましても、砂糖の価格の問題、現在サトウキビよりも二倍ぐらいの価格で買い上げておりまして、なお農民の手元に残る所得は非常に少ないという先行きの非常な困難性を持っておりまして、それからつむぎと申しましても、われわれが着るぶんにはとても私も女房に買つてやれないぐらひの高いものになります、現実には生産性が決して高いものではなくて、農家の若い方が朝から夜の十時過ぎまでやつていて、手元に残る労賃はこれも決してほかのものに比べて高いわけではない。この二つにたよつておつた日には、とても奄美はこれ以上の所得水準の向上、本土との格差是正をはかれないということとをまさに御指摘のとおりでございます。

そこで、これらを基本的にはかりながらも、新しい道として、まさに先生のおっしゃいました観

光、これは確かに、これから飛行場の整備なり航路の整備によって、将来相当広い期待が持てる分野ではないか。

もう一つは、その観光にも関連いたしますが、現在奄美の物価が高いのは、ほとんど本土から持ってきた物ではないもののための運賃によるハンディである。これを克服するために、観光客の待遇まで含めまして、現地で消費する生活関連物資をできるだけ自給自足させたいという意味での比較的小さい第三次産業なり、あるいは農業にいたしまして、野菜とか鶏とかいうものの振興をはかる。

まさに先生おっしゃいましたとおりのことをおそれる県でも計画の中に強力に盛り込んでまいりたいと思ひますし、私も「開発」という字を入れた以上、もちろん従来の公共施設の整備について力を抜くわけではございませぬけれども、そちらの新しいほうも従来に比べてうんと積極的に進めてまいりたい、こう感じておる次第でございます。

○古屋政府委員 山本先生から私に御指名でございますので……私も先生と一緒に奄美に行つたことがございまして、沖縄と比べまして何とさみしい状況であるかということを感じ、また私どもの責任を感じておるわけでありまして、地域の産業の現状等につきましては行政局長から申し上げたところでありますが、私もいまの先生のお話を伺ひまして、やはり、これは地元の青少年がほかに行かないためにも、また全国の青少年が奄美にぜひ行ってみたいということ、青少年の健全な育成をはかるという見地から、たとえば文部省と相談いたしまして、いろいろ条件がございまして、青年の家とかそういうものを持つていくことも一つの方法であると思ひますし、それには何と云つても輸送関係の隘路というものを改善しなければならぬ。お話しのように、地元消費の魚をよそから持つてこなければならぬ、卵もよそから持つてこなければならぬ、じゃどうにもなりませんので、そういうような第一次産業につきましてもなお振興すべきものは振興すると同時に、隘路になつてゐる輸送関係を、いまのお話のように鹿児島―奄美―沖縄というようなのをひとつと本格的に改善いたしまして、同時に、そういうように各地から奄美の魅力というものを集めてまいりますれば、当然航路等もふやします。いまのようでは御承知のように非常に不便な輸送状況でございますので、そういうものを改善いたしまして、とにかく若い方々に魅力のある奄美にしてみたい。実は私、先生らと御一緒に参りましたときに、若い女性が二人飛行機に鹿児島から乗つておりました、話を聞いてみましたら海水浴に行くのだというので、これは全日空が何かの職員でしたから飛行機はただだつたので行つたかと思ひますが、非常にきれいな海で、それを期待して行つたやうでございます。こういうような健全な国民感情というものがある、ほんとうに奄美で満たされるというやうな方向に、私も今も今後全力をあげて進めてまいりたいと思ひますので、ぜひよろしく御支援をお願いしたいと思ひます。

は振興すると同時に、隘路になつてゐる輸送関係を、いまのお話のように鹿児島―奄美―沖縄というようなのをひとつと本格的に改善いたしまして、同時に、そういうように各地から奄美の魅力というものを集めてまいりますれば、当然航路等もふやします。いまのようでは御承知のように非常に不便な輸送状況でございますので、そういうものを改善いたしまして、とにかく若い方々に魅力のある奄美にしてみたい。実は私、先生らと御一緒に参りましたときに、若い女性が二人飛行機に鹿児島から乗つておりました、話を聞いてみましたら海水浴に行くのだというので、これは全日空が何かの職員でしたから飛行機はただだつたので行つたかと思ひますが、非常にきれいな海で、それを期待して行つたやうでございます。こういうような健全な国民感情というものがある、ほんとうに奄美で満たされるというやうな方向に、私も今も今後全力をあげて進めてまいりたいと思ひますので、ぜひよろしく御支援をお願いしたいと思ひます。

○村田委員長代理 美濃、生田、両参考人には、本案審査のため貴重な御意見を述べいただきまして、まことにありがとうございます。

午後三時三十分開議
○伊能委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後三時三十分開議
○伊能委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出にかかる奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑を続行いたします。小笠原新次君。

○小笠原委員 最後になりましたので、かいつまんで基本的な問題を、主として自治大臣並びに関係各省の方々に伺ひをしていきたいと思ひます。まず、何回か奄美群島、前に小笠原、いまも国から派遣をされて見てまいりました。いろ

いろと感ずるところはたくさんございましたが、今回の法案は奄美群島振興開発特別措置法という、「開発」という題目を挿入されたわけでありまして、したがっていましては真剣に取り組む姿勢を示したものと私は理解をいたしております。そういうわけで、現在まで奄美群島に對しましては六百数十億投入してきたわけでございますが、大臣のお考えの中にも、小笠原諸島もども、この振興策のおくれというものを認められておられる、振興策のおくれという原因はどこに、また何に、あつたのであろうか。私もさういふふうな考へて、今回の視察は主としてこういう問題を見てまいつたわけでありまして。

そこで、大臣にまず伺ひをしておきたいことは、奄美群島振興対策には、今後その重点的な施設としては何を目玉とされるのか。いろいろこのまかい問題はございするけれども、基本的なお考えをまず大臣から伺ひをしたい、こういうふうな思ひます。

○町村国務大臣 実は私は、この法案を提出する責任を持ちながら、まことに申しわけないのでございすけれどもまだ奄美群島には足を入れたことがございせん。したがって、小笠原議員のやうに、承りますればたびたびお出ましをいただいたという方に対しては、たいへんどうもお答えがいたしにくいという感じがいたしておるのでございす。一体なぜ奄美群島というものは本土に比べて非常にいろいろな点がおくれているのであろうか、これは実は私は私なりに考へておるのでございすけれども、やはり奄美群島が長い間占領軍の占領下にあつたというので非常に荒廃したといふこともわけておるのであります。しかし私の見る限りでは、奄美群島というものはやはり戦争の前からかなりおくれつていたんではないのであろうか。にわかには占領でもつておくれてしまつたといふことではないのではないか。それが多少拍車をかけるというのではないかと、やはりあの海外の離島であり、しかも適当な産業がな

かなか育たなかつた、どうも奄美のサトウキビと大島つむぎ以外にはなかなか有力な産業が育たなかつたといふやうなことも大きな理由の一つになつておるのではないであらうか。

したがって、海外の離島であるといふこの弱点をどうやって補つていくかということがやはり非常に大事なことでございまして、今度の開発振興計画の中でも、特に本土との間の交通関係というものを現在以上に整備をしていくことがまず非常に大事なことではないか。あるいは、私もまだ拝見はいたしていませんけれども、港の問題などもございまして、あるいは島内の交通路の問題もございまして、あるいは空港というやうなものもあるわけでございます。いづれにいたしましても、そういう基本的な地域開発の要件というものをまず進めてまいることが何と申ししましても非常に必要なことではないか。

さらに、いまだあの地域というものは、先ほども申し上げましたが、大島つむぎとサトウキビのほかには見るべきものがない。しかもその大島つむぎも、またサトウキビも、なかなか前途にいろいろなむずかしい問題もかかえておるやうなことを聞くにつけても、ああいった、わらゐに重熱帯のところで、かなり温暖な地域にあるわけでございますから、そういう特性を生かした産業というものはあるはずだ。承るところによりまして、あれだけのよい地域でありながら、しかも魚族はその近くにたくさんおるにかかわらず、漁業というものが実はたいへんおくれつておる。なぜ一体漁業というものが振興しないのであろうかといふやうなことを考へてみますと、いままで鹿児島県当局あるいは地域の漁業の問題などについてはいかに真剣に考へられて努力をせられた先人があつたに違ひないと思ひます。にもかかわらずそれが今日一つも発展をしていない。それにはやはりそれだけの理由といふものがどこかに伏在しておるやうに私は考へられてならないので

あります。いま私も口では簡単に、ひとつこれから大いに産業を興すんだというふうなことを言つてはおりますけれども、産業というものはその簡単に、一朝一夕にして発展をすることができないものであるということを考えてみますと、奄美群島のほんとうに内容の充実した発展をはかるということは、私はこれはなかなか容易なことではないというように率直に考えます。

そこで、今度の、こういった振興法というものを振興開港法というものに改めることにいたしましたゆえんのもの、地域の方々のそういった熱意に応じて、政府としてもできるだけこの振興開港に手をかしていくべきだ、これはあらゆる点からそういうことをやるべきだという思いが実はしているわけなんです。まずこの法律案の名前を改めていこうというところにも、そういった地元の意気込み並びに私も政府関係の者の考えた意味がある、こう私も考えておるわけでございます。

○小濱委員 人口の大幅減少という過疎地域になつております。お話にございましたように、行政が分離をされて、長い間占領下に置かれて、たいへん不自由を耐え忍んできた群島の方々であります。今日の生活水準というものの格差も、これは比べてみなければいけません、あまりにも大きくなつております。こういうわけで、特に物価問題の解決というのは群島民の最大の課題となつていまして、こういう点で特に奄美群島は——審議の關係上奄美だけを前提にいたしますけれども、いままでのいきさつからも、心あたらない、思いやりの深い行政というものを行なつてあげなければならぬ、国にその責任がある、こういうふうな考へておるわけなんです。

そういう点で、これから今回の振興策を通して、住民が安心して地元で生活できるように、安穩に余生を送っていくことのできるような体制をどうつくつてあげられるか、そういうことで私ども、ともどもに悩んでおるわけでございますが、こまかい問題は別にいたしまして、ただいま大臣から御答弁がございましたように、これは交通基

盤の整備ということがやはり施設関係では第一である。それには港湾あり、道路があり、あるいはまた空港、こういう地域開発というものの要件が当然出てこなければならぬ、こういうお話でございましてけれども、私も同感でございます。そこで、この三つの問題について主としてこれからお尋ねをしていきたい、こう思うわけですが、この構想あるいはまたその中身、具体的にこれからの進め方をお伺いしたいわけでございますけれども、これはどなたからお答えいただけるでしょうか。

○林(忠)政府委員 先日から御説明いたしておる通り、今回この法案の名称を改めまして、新しい構想をもつてさらに五カ年計画を作成してまいりまして、現在県で、この法律の通ることを前提とし、予想いたしました、関係者とともにもも協議を練つておる段階でございます。したがつて、この構想の細部につきましては現在まだ申し上げられる段階にございせん、また今度の法案の体系といたしまして、いままでのように一括計上、一括施行、五年分を事業費ですつかり確定してしまふという形はとらないで、経済成長にも合せて、その年その年の予算において次の年度の事業を確定していくという立場にございまして、県の基本計画ができた段階でも従来とはやや違ひまして、基本的な構想というものを格調高く盛り込むということが主体になると存じます。

そこで、先日補足説明で申し上げたのは、現在県でいろいろ構想を練つておる、その構想を練つておる一つの傾向というものを伺ひまして、それを補足説明に取り上げたわけでございます。その「明るく住みよい地域社会の建設」の中に交通体系の整備その他生活基盤の充実をうたい込むつもりでございます。申すまでもなく、あれだけの離れた離島において、交通体系の整備ということは何ものにも増して先決条件と申しますか、最も

力を入れなければならぬ問題でございますので、港湾設備、空港設備、さらに島内の道路、これにはやはり従前と同じく今後とも重点を注いでまいりたいというところでございまして。

それから第二点は、さきことばでは地域の「特性を生かした産業の振興」ということをうたつております。これは、いままでの主産業であるサトウキビ、それからつむぎ、これらに加えて、亜熱帯の花弁、花木、野菜等も組み合わせた営農体系をつくつていきたい。これは農林省の専門家とよく打ち合わせをいたしまして、地元の御要望その他も入れてこの産業の振興をはかつてまいり、先ほど大臣の説明にもございましたように、つむぎ及びサトウキビは従来から主産業でございまして、これ自体だけではとて所産格差、生活水準の格差を埋めるには至りません。したがつて、新しい産業の誘導、振興ということも必要でございます。その大きな望みが持てるものの一つは観光産業でございます。もう一つは、これはいろいろ困難な問題もあるかもしれませんが、地理的な有利な条件を生かした漁業ということも大いに伸ばしていく余地があるのではなからうか。

第三点は、自然を基調とする「海洋レクリエーション地帯の形成」いまのちよつとダブリますけれども、あれだけの美しい自然を控え、今日だけ観光客がふえてまいりました。なお受け入れの設備を整えることによつて、いまの五倍、十倍の観光収入というのにも十分にはかる余地があると思ひます。この辺に力を注いでまいりたい。

現在県で着々検討中でございますが、その中身もいま言ったような三つの柱を中心に定められていくものと推測しております、またそれが今後最も効果的ではないか、そういうふうな考へておる次第でございます。

○小濱委員 私どもが二十三日に奄美群島に着きましたその夜のニュースの時間で、鹿児島県の四十九年度の財政計画を発表しておられました。たしか千八百億少しであつた、こう思ひましたけれども、非常に持ち出しが多いので何かと国の援助を特にお願ひをしたい、そういう県のほうからの要望もございました。そういうわけで、非常におくれてる問題はたくさんございましてけれども、財政的な面で非常に困惑をしておる、どこに大きな原因があるというふうには私は見えてまいりました。

そこで、道路について整備状況を少し調べてみたわけですが、県道においてはその舗装率二八・八%、市町村道では〇・三%少しでございます。こういう副知事からの説明もございましたけれども、本土の水準から非常に下回つておる、どこの県に比べても一番低いのではないかと、こういうふうにも聞いてまいりました。御存じのように、あそこには一本主要地方道が名瀬港から瀬戸内町の古仁屋まで九十一キロぐらゐり通つておる。この道路も走つてみなければいけません、非常に舗装が悪いし、整備が悪いということで、これが国道に準ずる主要地方道であるうかというふうにつくづく感じた次第でございます。

こういう点で、四十九年度の建設省の主要地方道の見込み額というのをいろいろ私のほうで調べてみたのですが、間違つていたら訂正をさせていただきますと思ひますが、四十九年度四億八千五百万円、四十八年度分と比較すると増額三千三百万円、四十七年度の伸び率、前向きに開発するという精神からは何か少ないように思ひます。何か理由があるのであらうかなと思ひますけれども、「開発」を特に題名の中に挿入した精神から見ると、主要道路でさえもこういう姿であるから、市町村道においてはこれはもつて知るべしというふうに解釈せざるを得ないかと、こう思つております。しかも、奄美の主要地方道の四十九年度の補助率は十分の九に改正され、下がつたわけですね。一〇〇%補助であつてもその額が非常に少ないというところがおくれた原因になつておつたわけですが、今後住民生活の広域化と輸送需要に対処するための主要地方道についての舗装、改裝を早急に完成させる必要があると思つております。これは建設省ですが、その計画は、あるいはその目標はど

ういものかということ御説明をいただきたい、こう思います。

○高木説明員 奄美大島の主要地方道の改良計画についてお答えいたします。

奄美大島の主要地方道、瀬戸内赤木名線につきましては、従来とも建設省が所管で進めてまいりました。一応事業規模としても軌道に乗りつつあると理解しております。したがって、内地一般の主要地方道の改良の完成目標が昭和五十五年でございますが、奄美大島についてはこの一本でございます。一応現時点においては昭和五十一年度におおむね完成できる目標で進めております。それから舗装につきましては、改良したところをただいま大幅に実施中でございますので、やはり五十一年度にはほぼ舗装も完了する予定でございます。

それから予算でございますが、いま御質問にありましたように、奄美群島全体の県道の整備率は内地に比べて、改良においては若干上回っておりますが、舗装につきましては非常に下回っております。今後特に一般県道——主要地方道以外の一般県道も含めまして、県単独事業もあわせ、舗装の促進をはかってまいりたいと思っております。全体の予算では、県道も含めると事業費に直しまして二三%の増というふうになっております。先ほど先生おっしゃられましたのは主要地方道だけの国費の伸びでございますが、事業費に直しますと約二三%程度の増になりますので、県道の内地の伸びが九八%強でございますので、それに比べますと本年度は大幅に伸びたということに相なるかと思っております。

○小濱委員 名瀬の空港から名瀬市に入ってまいりますあの道路を今回は通りませんでしたけれども、昨年の秋に行きましたときには見てまいりました。これが国道に準ずる主要地方道であるのかというふうに感じました、率直に。そういう点で、いまのままで改良あるいは舗装ということになってもこれは主要地方道としては、ただ一本の

帯状になった国道に準ずる主要地方道ですから、その誇りを持つことにはならないであろうというふうには私は見てまいりました。住民の方々の意見も、どうしてもこれを整備してほしい。四十五年ごろからもう何回か行きましたけれども、行くたびごとに、この主要地方道を何とかならぬものであるかという声はそれのおりに出てくる問題でございます。これからの観光行政というのを考えてみれば、瀬戸内から古

仁屋、あの近所までいま二時間から三時間かかるのでありますが、空港からはもっとかかるそうなんです。往復すると五時間ぐらいかかってしまうというところで、飛行機でせつかくおいてもあそこまでは行けないような道路の情勢になっているわけですので、これはひとつ真剣に取り組んでいただきたい、こう思うわけですが、いまのままでしたのだと思うのです。一〇〇%国費を投入いたしましたも、額が小さいものですからさっぱり進まない。特に台風季節には、大きな建設業者がいけないものですから、その災害対策のほうに努力をとられてしまっていて、どうしても道路のほうの整備ができていく、こういう形も生まれているわけですね。

何としてもこの主要地方道は国道に昇格すべきである。そしてまた五年ですから、五年間でもいから思い切った整備をして住民の要望にこたえていくべきではないのか。あるいはこの国道昇格によつてあらゆる産業、交通問題の解決というところが生まれてまいりますし、非常に振興策にプラスになるのではなからうか、こういうふうにも考えておりますので、この国道昇格という問題について、私も道路法第二章第五條の法定要件に該当するかどうかということと少し読んでみたのですが、ひとつ専門の立場から御説明をお願いしたい、こう思います。

○高木説明員 国道の昇格につきましては、たびたび当委員会でも御質問がございましてお答え申し上げておりますが、建設省といたしましては、次回には国道昇格の問題につきまして十分検討を

してまいりたいという予定にいたしておるわけでございます。

それから瀬戸内赤木名線は、いずれにいたしましても整備を促進せよということにつきましては、現在名瀬市と瀬戸内間が非常に悪うございまして、一部自動車通行もできないようなところもございまして、取り急ぎこの間を早く、五十一年度までに整備したいということで、改良工事、舗装工事をやっております。

それから、ただいまお話のございました空港と名瀬市間の、おそらく本茶峠の問題だと思いが、これにつきましては一応現時点で県のほうが単独で舗装もやっておりますので、十分ではございませんが、やはり名瀬市と瀬戸内間がでか上改良工事等につきまして進めるようにしてまいりたいということ、鹿児島県と協議を進めております。

○小濱委員 第二章第五條の法定要件にかなうかどうか、その説明をお願いしたいと思います。

○高木説明員 直接は道路局の企画課のほうで検討するわけでございますが、現在検討中でございまして、この席で私から、かなうかどうか、はっきり申し上げるというわけにはいきませんが、前からの懸念でございまして、次回には十分検討いたしたいということで、現在作業中と聞いております。

○小濱委員 あなたに申し上げることは伝えていただきたいと思ひますが、検討するということばはもう五年ぐら前から聞かされてきた問題ですね。いつまで検討するのですか、ということになるわけですね。ですから、検討というんじやなくして——非常に全国から要望事項が出てくるわけでしょう、国道昇格の問題については、その延長なりあるいは規模なり、検討する時期をいつにするのか、いつをめどにして検討されているのか。五年もたつていられるわけですから、検討なんというところでございまして、検討をお願ひをしたわけ

すけれども、第五條を全部読むわけにはいきませんが、一項の中に、「国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地、北海道の支庁所在地を含む」その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市を連絡する道路、こうなっているわけですね。ですから、これが法定要件だとするならば、どうしても、奄美群島に一本ですと、この一本を九州とあるいはまた沖縄とどういうふうな交通網をつくり上げていくのかというふうなれば、奄美のあの主要道路の国道昇格という問題が出てくるかと思うわけですね。そういうわけで、昇格問題についてはきょうもまた検討するという御答弁でございますが、そういうことじやない。建設省はぜひひとつ回答を持ってきてもらいたい。私はもつとえらい人にも前からお願いしてあります。きょうはその回答を持ってきてもらいたいということも要望しておいたのですけれども、いまの御回答は検討するということなんですね。それはえらい人からのあれですか、御伝言でございますか。

○高木説明員 国道の指定につきましては、その時点における社会情勢の進展に対応しまして、過去におきまして何回か追加指定を行なつておるわけでございますが、現在の国道は、昭和四十七年に約五千六百キロメートル、それから昭和四十七年に、沖縄の復帰に伴いまして二百七十五キロメートルの追加指定を行なつておるわけでございます。最近非常に全国各地から国道の追加指定につきましての御要望が出ておるわけでございまして、その後の交通需要増大、あるいはその他の諸懸案を勘案いたしまして現在作業を進めておるわけでございますので、その作業が進み次第、いろいろとやる時期等についても決定がなされるものと思ひますが、私どもの関知している範囲ではそういうことでございまして、帰りますので十分御意見は伝えておきたいと思ひます。

○小濱委員 行政局長にお尋ねしたいのですが、四十九年度以降は、この予算計上は自治省に一本化された、この予算の執行については各省に移し

○林忠政府委員 これは必要性を認めないというものではございませんので、四十八年度においては与論空港の新設、それから奄美空港の拡張については大幅の予算が計上されておりました。与論空港につきましてもこの予算の計上とおりの事業が進行しております。それから奄美空港の拡張については、いま土地の入手の交渉がやや行き詰まっております、どうもこのとおり消化される見込みがややあふなくなっておりますが、いずれにせよ、四十八年度には与論空港の新設と奄美空港の拡張についての予算がございました。四十九年度におきましては、さしあたり今度はそういう拡張とか新設ということから離れまして、各空港の保安施設の整備、こういうものの事業が主体となったために金額が減ったわけでございます。

そこで一応、奄美、喜界、沖永良部、与論と、空港は全部一とおりでございまして、この次の課題となりますのは、奄美空港の滑走路の拡張、延長、ジェット機がそのまま着けるようにするということが当然次の問題になっておるわけでございますが、まだそこに至るまでは、その土地の入手その他の交渉その他がやや停滞して時期が熟しておりませんので、四十九年度の予算にはそれを考えていないということがこういう数字を示したことになったわけでございます。

それから次に補助率のほうは、従来のそういう空港自体の基幹施設について十分の十ややってまいりましたが、これは一とおりの終りまして、これからの保安施設の整備その他については、これはほかの離島でも全額国庫負担というケースはございませぬし、奄美をそのために特別にほかの空港に比べてよくするという積極的な理由も乏しいというところで、基幹になる問題については全部国が持ちますけれども、それから先の保安施設についてはどこでも何がしかの地域負担をいただいております、その方式に従いまして財政当局と話を詰めた結果でございます。補助率につきましては、先般の御説明のとき申し上げましたように、

沖縄並みの補助率それから離島並みの補助率、離島よりもよく沖縄よりもやや低いという、離島と沖縄の中間というものを事業事業によって、それぞれ一つ一つについて話を詰めてきたわけでございまして、この空港の保安施設等につきましては一応離島並みということで財政当局と話を付けて、その結果がこういう数値になって出ている次第でございます。

○小濱委員 運輸省、来ておられましようか。——お尋ねしたいことは、名瀬港の地主との交渉過程、あるいはまた与論空港の強制収用の問題等、私のほうでも聞いております。聞いておりますが、それはそれとして、今回五四%マイナスですから、こういう形でこれから整備をどう進めていかれるのか、今後の方針ですね、こういうものを伺いたい、こういうふうに思います。

○鮫島説明員 私、港務局のほうから参っておりますので、自治省のほうからお答えいただきたいと思います。

○小濱委員 では行政局長から。

○林忠政府委員 実は最近、私にお供できなかったのですが、むしろ最近の状況につきましては私よりもあるいはお詳しいのではないかと考えておりますが、名瀬空港につきましては、滑走路を延長し拡張する。それについては、従来の角度であると飛行技術上ややまずい点がございまして、角度を少し振るといって、土地の買収の交渉に県が熱を入れて入ったのでございまして、単価の点でどうしても折り合がなくて、この進捗度合いがどうも思うようにならない。昨年の秋に私が参りましたときは、これは何とでも地元で話をまとめるという御決意が、県当局あるいは地元からもあったのでございますが、不幸にしてその点現在まで折り合いがつかないというのを私は伺っております。

与論のほうは、やはり話し合いについてはやや難渋がございまして片づかないわけでございますが、大多数の方がもう話がつかないという。なお話の

つかないのが比較的小数になりましたので、これはどうしても島の振興上、土地収用の手続を経てもやるといふことで、この方針を進めておられるというふうな関係でございまして。

○小濱委員 これから力を入れてもらいたい、こういうことです。きょうは運輸省のほうからおいになっておられますので、それではこれで奄美の空港については終わります。

港務関係で少しお尋ねしたいんですが、これは運輸省、よろしいですか。——奄美群島だけが運輸省の五カ年計画に入っているわけですね。入れてもらったわけですね。私も現地を視察をいたしました。特に山の上に登って港をよく見せてもらいました。感じたことは、港らしい港の風格というものはないので、ただ入り瀬になつていてというだけ。どこの港に行ったら外防だとか内防だとか、一応港の形というものはできているはずですよ。高波対策とかあるいは台風対策だとか高潮対策なんかにあつたのそういうものがきつとできていなければならぬ。あるいはまた夜間のそういう標識なんかもきつとそこには出ていなくちゃならないわけですが、何にもない。そういう状態で、国の補助率は一〇〇%補助率になつていて建設省はどうか防波堤、こういう建設について建設省はどういうふうにお考えになつておられるのか。まず、名瀬港について、あそこで、明治以来高潮の一番大きいのは何メートルか御存じでしょうか。

○鮫島説明員 ちよつと、本日はその資料を持参してきておりません。

○小濱委員 四メートルということですか。四メートルの高潮が押し寄せてきた場合には、湾口が広いですから、東京湾のように逆じゃないですか、広いですから、岸壁へ来たときにはそれが五〇%増しあるいは倍になつていくわけですね。おそろしいような感じを受けました。これが名瀬港かなという感じ、こういうことで奄美群島の港務建設というものをどういうふうにお考えになっているのだからかなという、いまの予算の内容で、何カ年でどう

いう施設ができていくのだからかなというふうな感じがしました。こういうことで、この港務の整備もむだなようだけれども、実はむだじゃないのです。それによって避難港にもなる。九州、四国からほとんど漁に行っている船が台風の際来があるときには全部逃げ込みますが、その避難港としての設備がない。名瀬港には外防も内防もないのです。潮が満ちてきたら、船揚げ場もないのです。そういうことで、これはたいへんな港務整備のおくれだなというふうに感じたわけですね。この件についてひとつ御答弁をお願いいたします。

○鮫島説明員 港務の整備につきましては、先ほどお話ございましたように、来年度、昭和四十九年度から港務整備特別会計という中でやることになったわけでございまして、名瀬港をはじめといたしますおまな定期船の着く港につきましては、いろいろいままで自治省のほうで岸壁等の設備を進めてこられたわけでございます。ただ、私も四十九年度からこの事業に参画してまいりますが、ございまして、ただいま御指摘のような名瀬港の防波堤であるとかあるいは岸壁の前の泊地の広さとか、そういうものにつきまして、特に四十九年度は安全面と申すように、そういうところで特に必要なものに重点を置いて事業を進めていきたいというふうに考えております。ちよつとまづ正面からのお答えではございませぬけれども、考え方として、四十九年度につきましてはそういうふうな方向で予算を執行していきたくて考えておるわけでございます。

○小濱委員 これも自治大臣に要望しておきたいと思ひます。空港も、ほんとうに空港らしい整備がまだできておりません。それはちやんなものでございまして。そういうことで、この建設も本腰を入れて進めなくちゃならぬと感じましたし、この港の整備も——奄美群島、三十五港あるそうでありまして、この港の整備が、私はやはりこれからの水産業というものを力を入れるためにはどうしても急務であるというふうに感じました。前自治大臣が奄美群島の大島に行かれたときに、記者

会見が何かの席上でお話しになったことが記録に残っておりません。なぜこの奄美の方々には水産業に力を入れないのであろうかということをおっしゃってくださったのであります。水産業に力を入れるにしても、協同組合に力がない、金がない。したがって弱体ですから中借金からの金も出ない。そういうことで、せっかく全財産を投入して船をつくったとしても、いつ台風その他の高波でやられないとも限らない、こういうことで消極的になつてしまつてゐるというのが事実だ、こういうふうにも伺つてまいりました。ひとつ港灣整備についてもぜひとも、先ほどの道路問題とあわせて力を入れていただきたい、こういうふうに思いますが、この点を特に要望しておきたい、こう思います。

次に、水産庁来ておられますか。――奄美群島周辺海域における漁業振興をどう進めようかとされるのか。この地域は御存じのように台風常襲地帯で危険性も非常に多い、こういうことで避難港の整備が急がれておるわけですが、そういうわけで、今度は大熊漁港をよく見せてもらいました。したがって、その問題を、その整備計画というものを今後どういうふうに進めていかれようとするのか、あるいは流通施設などの共同利用施設の整備をどういうふうに進めておられるのか、恐縮ですが、幾つかになつてしまひましたけれども、こういう問題について水産庁のほうからお答えいただきたい、こう思います。

○塩田説明員 水産庁の計画課長でございますが、漁港の關係をお答えいたします。

奄美群島の漁港につきましては、御承知のように従来奄美振興計画というものに基きまして整備されてまいつたわけでございますが、四十九年度からは新しい奄美振興開発計画というものに基きまして引き続き整備を行なうということでございます。

具体的には、御承知のように奄美群島には漁港が二十三港ございまして、二十三港のうちいわゆる避難港、前進根拠港という四種漁港が四港ございまして、この整備につきましては、四種漁港の四港のうち三港につきまして漁港改修事

業というところで大幅な整備を今後とも実施してまいりたい。残ります一港につきましても、なお第一種漁港十九港ございまして、そういう漁港につきましても、必要に応じまして局部改良事業という事業で漁港の整備をはかつてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○小濱委員 非常に恵まれた漁場ということで、やりたいわけですが、その施設が足りない、ということですね。ですからできない、こういうことになってゐる。魚を釣つておられる方がおられました。カツオの一本釣りというのは有名ですが、何がとれるのかと尋ねましたところ、クロダイですと答えておりました。いまださあ高い高価な魚が釣れるのですね。クロダイとかチヌなんという魚は最高ですからね。そういうものが釣れる。だが、やり手が少ない、意欲が出ない。何か、原因を突き詰めればいま申し上げたような内容になつていくわけです。そういう点で、せっかくとった魚もさばき切れなくて腐らしてしまふ、こういう流通施設という問題も出てくるわけですね。これも漁業組合ではどうにもならない、こう言つておりました。ぜひひとつ国の力で、この奄美群島の全体の問題です。二、三あるところもあるようですが、概して漁師の意欲をそそるようなそういう施設がない、こういうことでたいへん苦しんでおられました。こういうことですから、こういう整備をどうするか。ですから私も、小出で、十年計画だとかいつて少しづつ出して計画をするのではなくして、振興対策ですから五年間から五年間でその能力の上がるような、そういう対策で処置をしてもらいたい、こういうふうに考えてゐるわけですね。

こういう施設についてはどうですか、あるいは避難港の問題、あるいは漁業振興という、そういう問題等から、もう一度ひとつ取りまとめて御答弁をいただきたい、こう思います。

○渡辺説明員 先生おっしゃいましたように、流通施設につきましても従来から助成はしてきてま

いつておるわけでございますけれども、まだ十分でないという状態にあるかと思ひます。

今後の問題といたしましては、この助成をやる手段といたしまして、水産庁でやっております事業に沿岸漁業構造改善事業というのがございまして、全国を百八の沿岸海域に分けて計画的に事業を実施していく制度でございますけれども、奄美群島につきましても、いまは予定地区ということに位置づけられておるわけでございますけれども、早急にそれを事業をやる地区ということにいたしまして、各種の沿岸漁業の振興のための事業を推進してまいりたい、こうでございます。

中身といたしましては、まず海の中の漁場をつくる。漁場を改良したりあるいは養殖漁場を新しくつくつていくという仕事をやるのが一つでございます。二番目といたしましては、おっしゃいましたような流通関係、冷蔵庫とか荷さき施設等の共同利用施設につきまして、その整備をはかつていくということが二つの大きな内容になる事業でございますが、これを早急に実施してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○小濱委員 この過疎地域という問題と生活水準の格差の是正という問題から、どうしてもやっておけないうちやなうなことはたくさんあります。あげますが、その中でも目玉というところになれば、当然、道路とかあるいはまた港灣の問題であるとかあるいは空港問題と、こういう道路基盤という問題にあわせてこの水産業というものの力を入れていかなければならぬ、こういうふうにごさうの御努力をお願いしたい、こう思います。

さらに、次はハブ問題を少し、特に感じてまいりましたのであれしてもらいたいと思つてまいりますが、これは自治大臣、お聞きをお願いいたしますが、農業とあわせて畜産業、これは言うならば一体のよう形で進めなければならぬですね。それから林業、こういうこと、糖業もある。こういう産業を振興させるためにはどうしても地盤の整備ということ、土壌の整備ということ、こういうこ

とが出てまいりますが、私どもはぜひ長い間車で走つて歩きましたけれども、どこを見ましてもハブがいるような感じを受けました。ほんとうにハブの住みかとしては絶好の場所だということに感じました。

そういうことで、ハブ退治というものをどうしても考えていかなければならぬ。推定ですが、何匹ぐらいおられますかと言つたら、答える人はおりませんでしかたけれども、まあ二十万とか、その二十万というのも、もう五年ぐらい先も二十万と言われたようですが、人口よりも多いであろうということですね。人口十六万と仮定いたしましたので、そしてそれだけのハブがいるということでしょう。今度の厚生省の予算では、一万匹ぐらい年間にハブを捕獲したい、こう言つておりましたけれども、その十六万の半分は女ハブといひます。

聞きましたところが、一年間で八個から十二個ぐらい卵を産むそうです。そうしますと、十年たつとどのぐらゐの形になるのであらうかなあというふうに思ひます。これはもう戦慄を覚えるわけですね。特に便所の中でハブにかまれて命を失つていったとか、かやの中に忍んできて、ネズミを物色して来たらしいのですけれども、そこに人間がおつて、おとなも子供もともに命を奪われていったとか、そういう話を聞きますと、これは農業意欲というものがなくなることと当然だなどというふうに進めなければならぬ。この目玉の中にもハブ退治が入るんじゃないか、こういうふうにも感じました。

そういうことから、これはひとつ厚生省からお答え願ひたいのですけれども、思い切つた絶滅作戦というのですか、こういうものを展開してはどううかと思つたのですけれども、厚生省の方、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○近説明員 厚生省といたしましてハブに取り組んでまいりましたのは、四十七年度の沖縄のハブ以来でございます。今回、来年度から奄美ハブにつきましても私どものほうの所管ということにな

りましたわけでございますが、先生も御存じのこととでございますが、従来からハブ対策といたしましては三つの柱があるわけでございます。

まず、かまれました場合、咬傷の治療といたしまして、ハブ抗毒素の精製改良の要求でございます。次に、咬傷の重症化を予防いたしますために、ハブのトキシノイドの開発の研究をやらねばならぬわけでございます。それから、先ほど先生から決意のほどというお話のありましたハブ撲滅のための対策でございますが、これが非常にむずかしいわけでございます。しかしながら、私どもといたしましてこの取っかかりをつけますために、ハブの生態研究でございますエコロジカルの研究をやつてまいりたいと思つておるわけでございまして、この対策につきましては、長年自治省のほうで奄美のハブ対策といたしまして推進されてきておつたところでございます。

まず、ハブの抗毒素及びハブのトキシノイドについてでございますが、長年の研究の成果も実りまして、有効かつ副作用の少ない、これは世界にも例のないものと私は思つておるわけではございますが、こういったものが開発されつつあるわけでございます。しかしながら、今後の課題といたしましては、安定しました量産、それから有効な接種方法、使用方法等を開発してまいらなければならぬわけでございまして、これも奄美と沖縄におきます現地の研究をその重点に移しながら進めてまいりたいと考えているわけでございます。次に、ハブ対策の抜本的施策でございますその撲滅であるわけでございますが、これはまず、撲滅いたします相手でございますハブの生態を十分に知る必要があるわけでございます。このため奄美では、東大の医学研究所の佐々学博士を中心といたしまして研究班を組織いたしまして、長年研究を進めてきておつたわけでございます。しかしながら今後この方面の研究を一そう推進いたしますために、今年度中に沖縄で完成いたしますハブ生態研究所、これは来年度から本格的な研究に取り組むわけでございますが、この研究所と奄

美と共同研究をいたしまして、ハブ撲滅のための飛躍的な前進をはかるという観点から、厚生省といたしまして全力を尽くしてまいりたい所存でございます。

○小濱委員 行政局長にお尋ねしたいのですが、奄美のハブ対策費が昨年度は五百九十七万七千円、これは四十九年度から厚生省予算に移しかえられたわけでございまして、四十九年度は前年度並みの五百三十五万七千円、十六万くらい伸びておりまじょうか。いま御説明のありましたように、これが厚生省に移しかえられて、いまの血清剤というのですか、その薬の買い上げだとかあるいは予防接種だとか、治療費であるとか、この治療のための薬の購入費であるとか、あるいはまた捕獲、ヘビの買い取り料ですね、こういうものを合わせて五百

年間で八十万四千円、十年たつとどうかというこの計算を算数的にやっていますとびつくりするわけですね。では保健所へ行きまして一匹幾らで買ふのですかと聞きまして、三百円。奄美の保健所は三百円でしか買つてくれない。それも傷のついたヘビはお断わり、みんな買わないというのですね。なるほどこの予算では買ひ切れないかもしれないですね。こういうことで、まことに少ないではないのか。これは七割補助で、そしてあとの三割は県負担、こういうふうになるわけでしょう。これは自治省の責任ではないか、こういうふうになるわけですね。ひとつ局長から御答弁いただけますか。

○林(忠)政府委員 八万匹のハブが何匹ずつ産むという計算をしますと、それこそ十年もたてば日本人口よりはるかに多くなる計算になるわけでございまして、現実にはこの二十年間、ハブというものは重大な問題でございますので、奄美の復興当時からのハブに対する対策は計上してございます。これが大体、あまり新しい知恵はございませんで、いまの血清購入とかそれからハブの買い上げが主体でございます。そして昨年の予算の一萬匹に対して大体買い上げ実績はこの一萬匹より

ほんの弱といえますが、大体実績どおりやつてきておるといふ形でございます。このハブ対策によりまして奄美のハブが減つたかふえたかと申し上げますと、これがさっぱりわからないのですが、現実には毎年かまれる件数、これが三百件くらいでございます。それで結局不幸にして生命まで失われているというのが年間三人から四人という、この数字がこの二十年間ほとんど変わっていないわけですが、ですから、ちつともハブは減っていないのです。逆にいえばふえていないのかも存じません。

そこで来年はとりあえずことと同じように、買い上げと血清購入、トキシノイドという従来の対策をそのまま踏襲するわけでございますが、ここで、先ほどの厚生省のお話にもございましたように、確かに重大な問題で、より根本的な新しい方策を何とか見出していくことについて努力を払つてまいりたいと存じます。従来もこのほか、マンガースを放すとか、アフリカの何かヘビを食べる鳥を放したということもあつたのですけれども、これもちつとも定着いたしませんで、ちつとも変わらないのがこの買い上げと血清購入、こういうことでございましてまいりました。厚生省に移つたからこちらに責任がないという意味ではございませんで、やはり今後の産業開発を進めてまいります場合、この最も困難な問題を何とか解決していくよう専門的知識も十分動員していただきまして今後取り組んでまいりたい、こう思つておる次第でございます。

○小濱委員 沖縄で徹底撲滅作戦というものを展開したそうでありまして、ハブとりの名人を十五人よりすぐりまして、そして約二十日間実施をしたそうですが、あまり効果はあがらなかったというのです。販売人を頼んではだめだということです。ハブとりの名人、その販売人では小さいのはとらないというのです。大きくしないと販売にならなくなつちやうですから、生活権問題になつてくる。この生活権という問題も考へてあげなければならいせんけれども、そういう点で効果があがら

ない。なぜあがらないのかというと、陰でいろいろ教えてくたさつたのですけれども、販売人ではだめですよ、こう言っていました。

しかば、局長は、ふえてもいないといはまた減つてもいないといふお話がありましてけれども、じゃ山本先生の言われるように、そういう計算でいくと二十万匹はおるわけですよ。そういう点で、これからの振興策を考えればどうしても相当の予算を計上して撲滅作戦をやらなくちゃならないであらう、こういうふうにかへるわけですが、いまお話ありましたように、マンガースを放したとかイタチをまた放してみたとか、あるいはまた野ネズミを退治してみたとかヘビを殺す薬剤をまいたとか、こういう例をいろいろ聞いてまいるので途中でやめたというのです。やはりとる以外にはないが、ただとるだけでは撲滅はできないと、こうも言つておりました。そこで、これはひとつ行政局長、名案をお示しを願いたい。あるいはまた厚生省は、引き受けたからには今後どのように対処するのか、ひとつ思い切つたやり方構想というものを示してもらわなくちゃなりません。いい知恵をひとつお示しを願いたいと思ひます。

○林(忠)政府委員 私、ハブの退治に関する名案というが、とても力が及びませんが、まあそれらの方面の権威者もおそらく厚生省なりあるいは学校のほうなり、いろいろおいでになると思ひます。何らかの効果的な方策を見出すよう努力を続けてまいりたいと思ひます。

○近藤委員 いま局長からお話しになりましたと同様でございますが、私どももいたしましてやはり、そういった製剤、抗毒素とかトキシノイドの研究はさておきまして、この撲滅対策ということにつきましまして、各局協力いたしましてこれから研究に取り組んでまいりたいと思つておるわけでございまして、なお、この問題につきましては各省市との関係も多々あることとございまして、それらとも十分相談の上、推進に邁進してまいりた

いと考えるわけでございます。

○小濱委員 名案なし。ほんとうにハブのおそろしさというのを知っているのだからかなというふうに感じます。ぼくは、やはりあのおそろしさを知らなければこのハブ対策というものはできないと思いますよ。先ほど厚生省から御説明がございましたけれども、現在は命を守る程度の予防しかできないわけでしょう。だけれども、沖縄では年間四百人から五百人の被害者がある。そして奄美では三百人、それ以上ということですが、昨年度死者が大体八人か九人になっているはずで、被害を受けた人は不具者のような形になっている。命は取りとめても不具者になっているという、そういう形になっているわけですね。

これもひとつ自治大臣に聞いておいていただきたいのですが、研究開発をするにしても五百三十五万円、これではハブの専門の医者が少ないわけですね。また学者が少ないわけですね。そういう点で、奄美にしても沖縄にしても学者が少なくて、同じ人間が研究を続けて奄美では二十年、こういわれている。二十年たつてようやく今回その血清剤ですか、その研究が厚生省で認められて認可になるといふ話も伺いましたけれども、二十年たつてようやくそれだけの薬が発見できたという事です。そういうことで、その薬、抗毒素の大量生産という問題が一つ出てまいりました。それから高純度の研究の完成、すなわち何べん打つても後遺症がないという薬、いわゆるからだに害がないという薬ですね、これの研究。この研究だけでなくして、これが安く、たくさん、大量にできなくちゃならないわけですね。この開発が急務と、こういうふうな思われるわけですが、自治省からの今回のあのわずかな予算ではどうにもならない。ハブ対策手段と銘打つ自体がおかしいのではないかとこのように感じました。

これは人の命にかかわる問題です。けさのニュース、伺いました。小野田少尉が発見された。厚生省ですぐに体制を整えて救援に行くという事です。一人の命を守る、救済をする、その精神は大事だと思えますよ。ところが、沖縄、奄美では年間千人からの被害を出している。しかももう八人、十人のとうとう命が奪われている。もう戦々恐々だ。私が自動車であつて歩いておりましたところが、偶然にも子供さん方がかまを持って歩いておりました。はて、あのかまは何に使うんだろかなというふうな、私はやはりハブと結びつけて考えましたね。それから、ブロックベいがあるうちもあるし、昔のころいう石を積んでへいがわりにしているうちもあるわけですね。私は聞いてみたところ、いや、ハブの住みかになるのはいまはブロックベいにかえていくんですよ、こういう。屋敷までもハブが近づいてきている、こういう状態です。ですから、もつと真剣にこの問題は取り上げていかなくちゃならない、こういうふうな思っています。自治省、あまり少ない予算でぼくは腹に据えかねているわけですが、今後の対策、計画等をひとつ行政局長からお答え願いたいと思ひます。

○林(忠)政府委員 まことに御注意もつともでございます。ハブの問題に関しては、ほんとうに復興、振興、いままでの二十年間を通じて全く手をやいた一つの問題でございます。確かにことしの予算は去年までと同じような買ひ上げ、血清購入、トキシソイドその他にとどまっております。ここに新しい着想なり新しい試みは考えられておりませんことは御指摘のとおりでございますが、これによつてこれだけやつておれば済むんだという気持ちではございませんことは御了解いただきたいと思ひます。新しくハブの対策に有力な手段を発見することが今日先決でございますし、うと思ひます。その発見をし、さらにそれが有効とわかつた場合に、これに予算を大量投与して撲滅を期するということにはぜひ近い将来にやりたいものだといふふうに考えております。

○小濱委員 自治大臣、お答えいただきましたんですがね。これからのハブ対策についての御努力をお願いしたいと思ひます。これはほんとうに命という問題が前提になるので真剣に考えてもらいたいと思ひます。ひとつお考えを聞かしていただきたいと思います。

○町村国務大臣 私どもハブの脅威の中で生活をしたことがございませぬので、どうも実感は実感が出ないといふことであるかもしれない。でございますが、いま伺つたように、毎日ハブの脅威にさらされて生活をしなければならぬ、それではやはり地域の振興、発展のそういうところにも一つのマイナス面があるのではないかと、いふような感じもいたすわけでございます。自治省がハブ対策の予算についてきつめて僅少の予算しかつけないといふことについての御指摘をいただいたわけでございますが、いづれにいたしましても、沖縄とそれから奄美を通じて、この地域だけに住んでおるへびだといふふうに私も伺つておりますので、何とかひとつこの駆除をどういふふうにしてやるかといふ基本的な問題を、ぜひひとつ今度は厚生省が中心になつていただいで具体的な積極的な効果のある方法をくふうをし、発見をするといふことに力を注いでいくようにしていただきたいと思います。私どもも、関係をする自治省といたしましては、私どもも、協力をしたいかなければならぬ、かように考えておる次第でございます。

○小濱委員 大臣に重ねてお願いしたいのですが、これはもう来年の予算を待つていられないといふような情勢下にあるわけですね。一日も早くこの対策は講じていかなければならぬわけですね。五百三十五万円ではどう考えても何らその打開策はないであらうと思つていますが、予算の件については大臣からひとつ、予備費等のそういう余剰金もあるわけですから、そのほうから対策をするような、そういうお計らいを特にお願ひしたいと思ひますが、この点はいかがでございますか。ひとつお答えをいただきたいと思います。

○町村国務大臣 先ほど来いろいろ御質問を伺つておたつたわけでございますが、どういふふうにしたならば一体駆除ができるのかという、まずその

具体的駆除策が、いまだ有力な手段というものができていないといふことからこの問題には取りかかつていかなければならぬと思つたのでありまして、やはり的確にして有力な駆除策をまず検討をしてみようといふことに力点を置いて、今度は厚生省が中心になつてやつていただく、やつていただかなければならぬ、私はこう思つたのでございまして、もしそれを鹿児島県で行なうといふようなことになりましたら、これはまたそういうような対策費につきましては自治省として特別の配慮をするといふことは当然であるわけでございまして、そういう情勢を私どももよく見ながらこの問題にはひとつ対処をさせていただきたい、こう思つた次第でございます。

○小濱委員 大島でジャガイモがとれておりました。北海道のジャガイモは有名ですが、年収百三十万トンぐらゐるようでありまして、いまはこういう季節ですから非常にジャガイモが少なくて、奄美群島でつくられたジャガイモが九州、内地にどんどん送られて、非常に重要視されている、また高値を呼んでいる、こういう話を伺ひました。やりたいのですね。やりたいが地盤の問題でどうしてもできない、意欲がわいてこない、こういうことですから、ぜひひとつハブ問題については、これは農業も畜産も林業もあるいは糖業も全部関係しているわけですから、こういうものを振興させなければならぬし、そしてまた生活水準というものの格差を、これは縮めていかなければならぬが、それにはどうしてもこの問題を力を入れていかなければならぬ、こういうことですから御決意を伺つたわけですが、ぜひひとつ一そうのお力添えをお願いをしたい、こういうふうな思ひます。それでハブは終わります。

小笠原群島の問題、一、二伺つておきたいと思ひます。

硫黄島の開発を云々する前にどうしても不可欠なものは、まず遺骨収集ということと、不発弾処理という問題があるかと思ひます。午前の都庁の参考人からいろいろ意見が述べられました。

れども、国家的観点からよろしくお願いをしたい、こういうふうに出ておりました。厚生省に伺いたいのですが、私のほうの調べですと、集骨数は四千二百柱、戦死者二万百名、一万五千九百柱がまだ残っている、こういう計算になります。ところが調べてみると、四十七年度、四十八年度は遺骨収集のための予算要求はなかったわけでありまして、四十九年度に遺骨収集のものと二百八十七万円、この二百八十七万円というのはいくらかの予算なのであるかというふうに感じました。戦後三十年たっておりまして、遺家族の心情から、あるいはまた国民感情の上からも、国が当然責務というものを感ぜなければならぬであろう、こういうふうな思われ方です。そういう点で、いまのような問題点と、それから状況を説明していただいて、今後の計画、構想などをお聞かせを願いたい、こう思いますが、厚生省、お願いしたいと思います。

○河野説明員 硫黄島の戦没者の遺骨収集でございますが、これにつきましては、小笠原諸島が本土に復帰しました後、昭和四十三年にまず遺骨の状況調査を行なったわけでございます。その後昭和四十四年と四十五年の両年度にわたりまして計画的に遺骨収集を実施いたしました。御承知のように、同島の遺骨につきましては、地上にございますのはほとんどこれを収集いたしましたして、現在は地下壕内に遺骨が残されておるのが実情でございます。

この地下壕は、戦闘中におきまして砲撃のために入口がふさがれ、あるいは戦闘の間におきまして入口をふさいでしまふ、こういうようなことがございましたし、また戦後にございましては、危険防止のために米軍が地下壕の入口をふさいでしまった、こういうようなことがございまして、発見そのものが非常に困難であったわけでございます。厚生省といたしましては、これらの地下壕の発見に努めるとともに、発見いたしました場合は、地下壕の開口、不発弾の処理、壕内におきまますガス処理などを防衛庁の全面的協力を得て実施しておるところでございます。したがっていまし

て、この両年度におきまして約四百六十カ所程度の地下壕を処理をいたしたわけでございます。その後、地盤の変動等によりまして未処理の壕が新たに発見されました場合には、同島にございまして海上自衛隊の基地から厚生省に情報提供されることになっております。その際に政府の遺骨収集団を派遣いたしまして、遺骨収集を行なう、このような措置をとっておるわけでございます。四十九年度におきまして、新たに壕が発見されたのでございまして、来年度におきましては、いま先生が申されました二百八十七万円の予算を計上いたしておるわけでございます。この予算の額につきましては、これは防衛庁の職員と厚生省の職員が共同いたして実施しております関係上、人件費その他等がございまして、額といましてはかような額になっておるわけでござい

ます。ちようど昭和二十年の二月の十九日に米軍が上陸をいたしまして、二月二十三日に南部の標嶺山が落ちて、現在はちようど島の中央部あたりで彼の死闘が展開されておる、かような状況になっておるかと思ひます。私もどなたもいたしましては、今後とも遺骨収集につきまして遺憾のないよう努力してまいりたい、かように考えております。○伊能委員長 本件に関連して小川新一郎君から質疑の申し出がありますので、これを許します。小川君。

○小川(新)委員 関連して一言お尋ねしたいのであります。

きようは厚生省の援護局から来ていらつしやるので、いま国民的注目の的になっておりますルパン島島の小野田元少尉についてどうしても聞いておきたいので、きようはお尋ねしているわけでございますが、小野田さんの発見は事実であるのか、またあの写真に出ている、接触した問題等について厚生省ではどのように理解し、どういう対策を講じ、小野田元少尉に対する生存を確認をし、また確認が決定された場合の今後の問題につ

いて、厚生省でいま問題になっている点について一言お尋ねしておきたいと思うので関連をさせていただきます。お願いいたします。

○河野説明員 現在ルパン島におきまして小野田元少尉の捜索が行なわれておるわけでございましてけれども、今回の情報は、従来の情報がいずれも現地の住民の方がそれらしき人を見たといううな情報であったわけでございまして、今回初めて日本人旅行者の鈴木紀夫さん、二十四歳と聞いておりますけれども、鈴木さんが一晩小野田さんらしい人と会っていろいろ話をした、かように聞いておるわけでござい

ます。その小野田元少尉を撮影したという写真二枚が昨日外務省を通じて厚生省に送られてまいりましたので、これを本人の実兄でございまして小野田敏郎氏と実弟でございまして小野田滋郎氏、それから昭和二十五年でございましてルパン島から出てまいりました戦友の赤津さん、この方は小野田寛郎さんと戦後も行動をともにしておられた戦友でございまして、その三人の方をお招きしまして、この二枚の写真を見ていただいたわけでございまして、小野田滋郎さんがまずごらんになりまして、約十秒ほどごらんになりまして、これは兄さんに間違いない、かように申されたわけでござい

ます。その後、小野田敏郎氏、お兄さんも、それから戦友も、これは寛郎氏に間違いない、こういうふうにお申されたわけでござい

ます。それで私もどなたもいたしましては、このたび発見されました方は小野田寛郎氏であろう、こういうふう

にかかわる問題ですから御努力をお願いをしたい、こう思ひます。

硫黄島のあの遺骨収集ばかりじゃなくして、南方にはまだ相当の遺骨があるわけであります。そこからはさらさらと進めたいは、泊り込みで遺骨収集に努力をしたというふうなことはわれわれは聞いてないわけで、いまのお話のように、地下壕が発見されたという自衛隊から報告があった、初めてそこへまた出かけていってその地域を調べるといふような、そういう程度の収集しかやらないといふことであつてはならぬ。これから一万五千九百柱ですから、アメリカ軍が上陸をしてきて非常に地域処理をやつたといふことで、どのくらい処理された中に遺骨があつたかは不明でありますけれども、そういうことから、やれただけひとつ按察策を講じて努力をして、その上で、もうこれ以上手の施しようがないという、そういう状態であるような形になるならばしかたがないと思ひますけれども、いまとつては、やれな姿、しかも四十七年、四十八年度は予算要求は全然ない、ゼロ、こういうことで、四十九年になつて初めて二百八十七万円がついたという、こういう状態であつては困ると思ひます。硫黄島に慰霊碑が立つたといふことですが、それがせめてもの遺族へのおわびのしるしであるといふ私は思ひますけれども、だれも参拝することもできないような地理的条件にある硫黄島、こうなるわけですから、やはり経済状態もここまで進んだ日本国という立場から、これは戦争の責任は国にあるわけですから、抜本的な対策を講ずべきである、私どもはこう見ておるわけですね。開発とは別に、遺骨収集という問題については真剣に考えてもらいたい、こういうふうな考えをわけですね。

そこで、遺骨の問題でございまして、厚生省からも伺ひましたが、ひとつ自治大臣に、もう御存じのような状態で、玉碎された硫黄島のこういう遺骨収集については、やはり何らかの機会に閣僚間でこういう問題を取り上げていただいて、ぜひと

も抜本策を講じていただきたい、こういうふうにか
考えているわけですが、大臣からお考えをお伺い
したい、こう思います。

○河野説明員 私の説明が十分でなかったために
申しわけないと思いますが、硫黄島の遺骨収集に
つきましては、延べ百六十日間海上自衛隊の基地
に泊り込みまして、延べ人員にいたしまして約二
百名の者が泊り込みでやっております。(小濱委
員「それはいつですか」と呼ぶ)これは遺骨収集を
開始しまして昭和四十八年までの間のすべて
を含みます。四十四年、四十五年におきまして遺
骨収集に、硫黄島につきましては相当な力を注い
だわけでございますが、四十四年におきましての
実施の状況といたしましては、約五十名の職員が
約四十日間泊り込みまして実施をいたしまして、
さらに同年、同じ四十四年には四十二名が三十日
間、合計いたしまして二カ月半泊り込みいたしま
して遺骨収集を実施いたしたわけでございます。
それからさらに昭和四十五年におきまして、合
計いたしまして約三十名ぐらゐの職員が延べに
いたしまして五十日近くの泊り込みまして遺骨収
集を行なったわけでございます。この四十四年、
四十五年におきまして、発見できる場所はおおむ
ね発見し尽くした。現在、硫黄島には長さ約三千
メートルに及ぶといわれる飛行場がございまし
て、その飛行場の下にもかなりの地下壕があるわ
けでございますけれども、これは収集不能といた
しまして、他の地区におきましては私どもとし
てはできるだけ努力を傾けた、かように考えて
おるわけでございます。私の説明が足りませんで
したので、補足申し上げます。

昭和四十九年度の予算につきましては、先ほど
申し上げましたように、その後の地殻の変動その
他によりまして新しい壕が四カ所ほど発見され
たわけでございます。したがって、これらにつ
きまして遺骨収集を実施する、このための経費
でございます。

○町村国務大臣 いま厚生省の課長から御説明申
上げましたように、硫黄島の遺骨収集について

はかなり政府も力を入れておるようには私も聞いた
のでございます。本年度の新たな予算は、いま課
長が御説明申し上げましたように、新たな壕が発
見された、それに伴う遺骨収集をやる、こう
いうことのようにございまして、おそらく厚生省
としてもこのことに全力をあげておるものと、私
はかように判断をいたしたわけでございます。
政府としては、もとより硫黄島ばかりでなく、
その他の地域の遺骨収集につきましてもさらに力
を注ぐべきもの、かように考えておる次第でござ
います。

○小濱委員 これはもう遺家族はもうたくさん多くの
国民の方々が、この問題の処理の完成を心のうち
ではだれしもが望んでいるであろう、こういうふ
うにわれわれは考えておるわけでありまして、小
笠原群島の問題を取り上げるならば、やはりこう
した問題がまずやらなければならぬ一つの重要
な課題であろう、こういうふうに感じましたので
お尋ねしました。よろしくお願いをしたいと思
います。

それに続いてもう一つは不発弾処理であります
が、この硫黄島の不発弾処理費のための予算はど
うなっておるのか。これは群島開発には自治省に
も責任があるわけですね、これが一つ。自衛隊は
施設のあるその周辺はみずから手で不発弾処理
をやっているという、これは伺いました。した
がって、本来の責任官庁はどこなのかという、
いわゆる所管が非常にあいまいなような感じを受
けるわけでございます。いまのような姿では、硫
黄島の不発弾処理もこれはいつになるか、見通し
も立たないであろう、こういうふうにも考えま
す。それそれひとつ御答弁をお願いしたい、こ
う思います。まず行政局長。

○林(忠)政府委員 この不発弾処理問題は、一に
硫黄島の問題ではなくて、まだ本土にも空襲のと
き落とした爆弾の不発弾がちよくちよく発見をさ
れたりいたしまして、やはり各省間の所管、その
責任問題につきまして昨年あたりだいたい議論がさ
れたところでございます。

そこで、一応処理する技術は防衛庁のみにしか
ございませんので、発見をいたしますと、地元の
地方公共団体、それから警察、それらが協力いた
しまして処理を防衛庁に頼むという方法で、その
取りまとめは一応総理府がやるということに、こ
れは比較的最近きまつたようでございます。

そこで硫黄島については、不発弾は、あすこに
現在自衛隊がおられますので、発見され次第自衛
隊に処理していただいておりますということで、従来
の復興予算その他には不発弾処理についての計上
はしておりませんというのが現状でございます。

○伊藤政府委員 不発弾等の処理につきましては
は、ただいま行政局長から申し上げましたとお
り、昨年の十月二十三日の内閣総理大臣決裁によ
りまして、不発弾等処理交付金交付要綱というも
のが設定をされまして、今後はそれによりまして
不発弾の処理をいたすということになっておりま
して、その窓口をいたしましては、内閣総理大臣
官房の管理室がその事務に当たるということにな
っております。

この要綱の目的は、いま問題になっております
ような、戦争中におきます陸上における不発弾
の処理をするということでございます。実際に
その処理をいたします事業、これは地方公共団
体、まあ都道府県または市町村ということござ
います。地方公共団体におきましてその不発弾
の処理をいたす、そういう事業をやりました際に
かかる経費、その一部を国が補助金として交
付するということになったものでございま
す。

○小濱委員 不発弾処理の国補は、いつから、幾
らになりましたか、だれか御存じの方……。
昨年でしたけれども、ようやくこで九〇%、
国補がきまつたわけでしょう、不発弾処理費、地
元は一〇%持てばいいということで、防空壕のあ
との処理費にしても非常に論議になりましたけれ
ども、これも、ある省では九〇%国補でございま
す、こう言っております。こういうことで、そ
の現場が発見できれば国補九〇%で処理ができる

わけです。こういう道が開けたにもかかわらず、
いまの不発弾処理が何ら結論の見通しが立たない
というところで、政府がせっかくそこまで努力をし
てくれたにもかかわらずその対策を講じないとい
うことになる、これはやはり自治省にも、群島
開発という責任があるわけですから、そういう点
から私はやはり御意見を伺っておかなくちゃなら
ないし、これからの構想を伺っておかなくちゃな
らない、こういうことでお尋ねしているわけであ
す。

いまのままで、もう対策はないのだ、遺骨も
しようがないのだ、あきらめてもらうしかない、
まあそれも言えないから、いまのような形ではだ
らと三十年も経過してしまつた、こういう形に
なるのでは、私も行政を預かる立場からはこれ
はやはり責任を感じざるを得ないわけですね。ど
うしよう。もう一度ひとつ行政局長から……。

○林(忠)政府委員 確かに、硫黄島におきま
す不発弾というのはほかの地域の不発弾とはまただ
いぶ、規模といいますが、けたが違つておりまし
て、一平米当たり何トンという鉄を撃ち込んだと
いう戦場でございまして、その数その他もた
いへんな数にのぼるものと存じます。そこで防衛
庁方面の説明を聞きますと、一班に三人ないし七
人の人間で、探査機一台を持ててさがして処理す
るといふやつを三班フルに動かしても九年かかる
とかいふような御説明さえ受けておりまして、こ
の不発弾処理というのはたいへんなものでござ
います。

だからいたすにどうしようもないのだとあき
らめて、ずるずる延ばしているという意図は毛頭
ございませんけれども、とにかく硫黄島の場合
は、振興開発に先立っていまの遺骨収集と不発弾
の処理という難問題を片づけなければなりません
し、さらに、かりにこれらを一萬千キロで片づけた
といたしましても、現在あそこ地殻というものが
非常に不安定でございまして、隆起、陥没をもう
繰り返す。港をつくつてみては翌年はその港が海
の中へ沈むかもしれないというような地球物理的

な非常に不安定な立場にもありますので、本氣になつて腰を据えて開発振興に向かう時期のめどは、まあ現在ほとんど立っていないような状況でございます。いずれにいたしましても、来年の予算の各種調査のうちに不発弾処理の項目も加えまして、各省寄つていただきまして、あそこに対してどういう措置をとるべきかということをつつ込んで研究をし、結論を出したい、そう考へておる次第であります。

○小笠委員 まあ、当時の見取り図も、ただいま大臣にお見せしてありますけれども、あるわけですね。写真にもとつてある。こういう形ですから、その氣にさなれば相当作業が進むであらう。われわれはその期待を持っていますから、ぜひともひとつこの問題についても群島開発という立場から真剣に考へていただきたいことを心から御要望申し上げておきたいと思ひます。

それから、この小笠原群島の空港問題ですが、先ほどは東京都の参考人からいろいろ御意見を伺いました。東京都では八千万円かけて調査した結果というものが出ています。で、百九十億円かかることがわかったという明細書が出ておりますが、全額国庫補助でお願いしたいと先ほど言つておられました。局長のほうは何か検討中というところで、非常に消極的な、そういう御答弁のように伺つておりました。やはり自衛隊にたいへんお世話になつて患者の輸送をやつていようであります。どうしても船旅は二日近くかかるということがなれば、これからはこの空港整備ということが問題になつてまいります。大阪の例のように、ああいうふうになつてからではもう飛行場はできません。したがつて、やはりいまのうちに何とかそういう騒音の問題とか屎尿、ごみの処理の問題であるとか、いやなことは早く手をかけておかないとやらないであらう、対策を検討する必要がありますとわれわれは考へておるわけですから、先ほどの局長の御答弁はちよつと私どもどうしてものみ込めませんので、意のあるところを御答弁をいま一度お願いをしたいと思ひます。

す。

○林忠政

来年度の小笠原の振興に関する予算の中に空港関係その他も含めてございすけれども、さらに引き続き調査をするということになつておるのたびたび御説明申し上げたこととございす。ああいう地域に空港が必要だといふのは、むしろわれわれはもうすべての前提条件ぐらゐに絶対に必要ではないかという考へを持っております。それから御承知のとおり小笠原復興審議会が自治大臣の諮問機関ですが、小笠原復興審議会におきましても一日も早く空港をつくるべきだといふ御議論が非常に多いわけございす。ところが関係者の中に、空港をあまり早くつくるとは無秩序な観光客がなだれ込む、ないしは観光客にそれが非常に有望になるので、いわゆる不動産屋の買占めとかその他が起つて、あそここの美しい自然を破壊することになるということであつて、全体としての結論がなかなかまとまらない。一方において地理的条件で非常にむづかしいところ、現在適地とされていゝのは父島と隣接した兄島のやや高原のような高いところございす。それが、それに関する経費も通常の、奄美あたりには比べましてはるかに高い経費がかかるという問題もあり、経費以前の問題で、あそこには少くとも早期に開くか、あるいはそれについては慎重に取組んで、そういういた乱開発がされないような、観光客に対する受け入れ施設あるいは屎尿、ごみの施設、それが整備された時点で考へるかというところについての意見の一致を見ないといふ、現在のそういう客観的な事情を私御説明申し上げたわけございまして、小笠原の復興に取組んでまいりました私たちが、あるいは小笠原復興審議会あたりでは、空港はもう人命にも関する問題であり、何よりも早くすべきだといふ意見が相当あることは確かでございます。私たちがもう思つてゐる次第でございますが、現在客観的にそういう一致を見ない面があるということを御説明申し上げただけでございます。私たちのほう

は消極的な氣持では毛頭ございせん。

○小笠委員 経済調査といふことで四十九年度は空港建設について五百万円今度は出ております。私どもが小笠原島へ行きましてあちこち見て歩きました。旧飛行場それから兄島のあの山の頂につくたならばといふ、そういう検討をし、それから報告書も書き、そうしてその期待をになつて私どもはもう何年になるのですか、四、五年になりますか、五年です。五年になります。局長。

いままお四十九年度の経済調査費といふことで五百万円、先ほどの御答弁は検討中、こういうことであつては、やはり私もはせつかく国政調査の任命を受けてそして派遣をされて行つた、そういう意味がなくなるであらう、こう思ひますが、ぜひひとつ空港問題についても、もう少し何か目標を置いた計画を進めるように努力すべきであると私どもは考へております。さらに、全額国の負担をお願いしたいと先ほど東京都の参考人は言つておりました。当然そうあるべきであらうと思ひますので、一そうの御努力をお願いしたいと思ひます。

最後に、船舶問題でひとつお尋ねをしておきたいのですが、東京都では相当調査を進めております。先ほど、現在就航中の連絡船は五十二年で限界である、こう言つておりました。五十二年で限界、したがつて、高速船の建造は三十億円かかる見通しだが、ぜひともこれも国の負担でお願いをしたい、こう言つておりました。やはり船舶の使命といふことと小笠原群島の振興策といふことを考へれば、建造といふ計画が当然浮かんでくるわけですが、補助費をどういふふうになつてあげられるのか、あるいはどういふふうになつて建設のために国が促進に努力をしてあげられるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

さらに最後に、小笠原群島の将来計画について、どういふ産業の島にするのか、これを結論にして私の質問を終わりたいと思ひます。

○林忠政 政府委員 飛行場につきましては、小笠原の復興の責任に当たつておりますわれわれとしても、実はいまの小笠先生と同じような歯がゆさをこの数年感じてきております。私たちはやはり飛行場をつくるのが先決だといふ氣がどういふものになつてゐるので、それに消極的な御意見が一部あることに対する歯がゆさは、先生と同じことを実は私たちが持つておるわけでありまして、ぜひこれをやりたいものだと思つておりますが、当事者の間に話がまとまらないことにはなかなか計画としても上がつてこないといふ歯がゆさがございす。なお努力をしてまいりたいと思ひます。それから、飛行場ができない以上、船といふのが唯一の足になります。これも現在の速度のおそい船で三十七時間、これが表向きでございまして、現実にはもう四十数時間、まる二日もかかるようなことがしばしばあります。これについても当然改善しなければなりません。そこに対してする措置は今後計画としても当然出てまいりましようし、慎重に検討してまいりたいと思ひますが、これは現在は民間の営業路線でございすので、補助といふか、融資といふか、いろいろな措置もあると思ひます。それらの負担問題につきましても、関係団体と国との間でよく協議をして、できるだけすみやかにこの交通状態が改善されるよう、なお努力を続けてまいりつゝもりでございます。

○小笠委員 終わります。

○伊能委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

○伊能委員長 本案に対して、中山利生君外四名提出の修正案が提出されております。

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように

うに修正する。

附則第四項、附則第六項及び附則第七項中「内閣総理大臣を」自治大臣に改める。

附則第八項を削り、附則第九項を附則第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

(自治省設置法の一部改正)

9 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「奄美群島振興特別措置法」を「奄美群島振興特別措置法」に、「奄美群島振興特別措置法」を「奄美群島振興特別措置法」に改める。

附則第十四項を削る。

○伊能委員長 この際、修正案の提出者から趣旨の説明を求めます。中山利生君。

○中山(利)委員 ただいま議題となりました奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党及び民社党を代表して、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。提案理由案文は御手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

まず、提案理由について申し上げますと、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法は、いずれも、昭和四十九年三月三十一日をもって失効することになっておりますが、引き続き振興開発計画及び復興計画に基づく事業の円滑な実施をはかり、かつ奄美群島振興開発基金の業務の円滑な運営を期するためには、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案をできる限りすみやかに成立させてその公布施行をはかる必要があります。このため、現段階においては現行の法律を前提として同法律案の附則に規定する経過措置等について所要の規定の整備を行ない、同法律の早期実施に備えようとするものであります。

次に、修正案の内容について申し上げます。

政府原案の附則中の「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改めるとともに、附則において自治省設置法の一部改正を行ない、同法中の「奄美群島振興特別措置法」を「奄美群島振興特別措置法」に、「奄美群島振興特別措置法」を「奄美群島振興特別措置法」に改める等の所要の規定の整備を行なうこととしたしております。

以上が、この修正案の提案理由とその内容であります。

何とぞ、皆様の御賛同を得まして、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○伊能委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

修正案について別に発言の申し出もありません。

○伊能委員長 これより原案及び修正案を一括して討論を行なうのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、これより採決いたします。

まず、中山利生君外四名提出の修正案の採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○伊能委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて、原案の採決をいたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○伊能委員長 起立総員。よって、修正部分を除いて、原案は可決いたしました。したがって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○伊能委員長 ただいま議決いたしました法律案に対して、保岡興治君、山本弥之助君、三谷秀治君、小濱新次君、折小野良一君から、五派共同をもって附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本動議の提出者から趣旨の説明を求めます。保岡興治君。

○保岡委員 私はこの際、自由民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党及び民社党の五派を代表いたしまして、奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付したいと思っております。

案文の朗読により、趣旨説明にかえさせていただきます。

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたり、次の諸点に留意し、奄美群島の振興開発および小笠原諸島の復興に遺憾なきを期すべきである。

一、奄美群島振興開発計画の策定にあたっては、地元市町村の意見を十分に反映させるとともに、その計画に基づく事業の実施については、関係各省庁間の連繫を密にし、重点的かつ効率的な推進を図り、計画期間内に本法の目的を達成するように努めること。

なお、計画期間後も諸格差が是正されない場合はさらに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

一、奄美群島の振興開発事業については、補助採択基準の緩和等、十分な予算措置を講ずるとともに、補助単価は同群島の特殊事情に即応した適正なものとし、超過負担を生ずることのないように努めること。

また、振興開発にかかる地元負担については、引き続き、起債の特別枠の確保及び充当率の引き上げを図ること。

一、奄美群島の特性に即した産業の振興を図るため、引き続き、大島紬などの伝統産業、さとうきびなどの地場産業の保護育成を図り、その振興を推進するとともに、豊かな自然を活かし、かつ、群島経済の発展と住民福祉の向上に結びつく観光開発をすすめる等、新しい産業を開発し、就業機会の増大と生活の安定に努めること。

また、このため、国の助成措置及び奄美群島振興開発基金による金融措置の拡充強化を図ること。

一、奄美群島においては、道路、港湾、空港の整備が群島住民の生活基盤に深くかかわりをもつことにかんがみ、今後、主要地方道の国道昇格、一般道路の改良、舗装の促進、港湾及び関連施設の整備等に重点をおいた交通体系の整備を図るほか、医療の確保その他社会福祉施設の充実強化を積極的に推進すること。

一、奄美群島における輸送費等による離島特有の高物価問題に対処するため、港湾機能施設の充実、商業の協業化等による流通の合理化、生鮮食料品の自給率の向上等を図るとともに、本土、奄美、沖縄を通ずる国鉄航路の開通について検討すること。

一、小笠原諸島の復興計画の策定にあたっては、長期的な社会経済の発展及び諸情勢の変化を慎重に検討するとともに、事業の実施については、今後における予期せざる事態に対し、国は東京都と緊密な連絡をとり、弾力的に対処するほか関係各省庁間において十分な調整を行い、その効率的な執行を図ること。

一、小笠原諸島における幾多の戦後処理問題、とりわけ硫黄島における遺骨収集・不発弾処理等については、早急に現地調査を行ない、その実態と処理方針を明らかにし、国の責任においてその解決を図ること。

一、小笠原諸島の復興計画期間内において、住民が安定した職業につき、豊かな生活を営みうよう船舶、空港等各種の基盤整備を図るとともに、小笠原村が本来の自治体として、すみやかに自主的な運営ができるよう各般の施策を推進すること。

なお、計画期間後も、所期の目的が達成されない場合には、さらに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

一、小笠原諸島の復興事業については、十分な

予算措置を講ずるとともに、補助単価は、同諸島の特殊事情を考慮した適正なものとし、超過負担が生じないように努めること。

一、小笠原諸島の旧島民が帰島する場合に必要な代替地等を確保するため、国は国有地の私下げ等を行うなど必要な措置を講ずること。右決議する。

以上であります。

何とぞ、皆さまの御賛同をお願いいたします。

○伊能委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊能委員長 起立総員。よって、保岡興治君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。町村自治大臣。

○町村国務大臣 ただいま議決をいただきました附帯決議につきましては、御趣旨を体してその実現に努力してまいりたいと存じます。（拍手）

○伊能委員長 ただいま議決いたしました法律案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊能委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伊能委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十分散会

